

第2期
市川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
市川市



はじめに

近年、少子高齢化・核家族化の進行や、女性のさらなる社会進出による働き方の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けております。こうした情勢の中、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新たな枠組みの中で子ども・子育てに関する支援が行われてきました。

依然として、子どもや子育てをめぐる問題が多く存在し、子どもを産み、育てる喜びを実感できる社会の実現のために、仕事と子育ての両立支援や、多様なライフスタイルに対応した子育て支援は、本市にとりましても大きな課題となっております。また、児童虐待や発達に不安を抱える子ども、ひとり親家庭への支援など、すべての子どもの健やかな成長を保障するためには、関係機関との連携による切れ目のない支援による子育て環境の充実が必要であると考えております。

そこで本市では、平成27年度からの5年間を計画期間とした「市川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を行なってまいりました。

このたび第2期として、これまでの取り組みを継承・発展させた新たな計画を策定し、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」という基本理念の下、地域が一体となり子どもの健やかな成長を守っていける環境を整備し、「子どもの最善の利益」の実現をめざしてまいります。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもたちが豊かな感性と創造力を育み心身ともに健やかに成長することで、市川市の将来に無限の可能性が生まれると考えております。今後とも、皆様におかれましては、地域全体で子どもを育む社会を築くため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして多大なご尽力を賜りました市川市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

市川市長 村越 祐民



目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 計画の対象.....	6
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 市川市の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	18
3 第 2 期計画策定に向けた課題.....	31
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	35
1 基本理念.....	36
2 基本方針.....	37
3 基本目標.....	38
4 計画の体系.....	41

第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 43

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 44
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 46
- 3 地域子ども・子育て支援事業..... 54
- 4 量の見込みの算定に当たっての考え方..... 67
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保..... 72
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... 72
- 7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の
円滑な利用の確保..... 73
- 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携..... 74
- 9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な
雇用環境の整備に関する施策との連携..... 79

第5章 計画の展開..... 81

- 1 進行管理計画..... 82
- 基本目標1 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実..... 83
- 基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実..... 86
- 基本目標3 地域における子育て支援の充実..... 88
- 基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり..... 98
- 基本目標5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援..... 104
- 基本目標6 仕事と子育ての両立支援..... 109

第6章 計画の推進..... 111

- 1 計画の進捗管理..... 112
- 2 市民や関係機関との連携..... 115

資料..... 117

- 1 市川市子ども・子育て会議条例 平成25年条例第13号..... 118
- 2 委員名簿..... 120
- 3 審議経過..... 122



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 31 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 6,772 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が保育サービスを利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども子育て支援法』に基づき平成 27 年 3 月に『市川市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

市川市の基本的指針である、市川市総合計画では、将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」の実現に向けて、「真の豊かさを感じるまち」、「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」、「安全で快適な魅力あるまち」、「人と自然が共生するまち」、「市民と行政がともに築くまち」の5つの基本目標のもと、まちづくりの目標の一つとして「真の豊かさを感じるまち」を掲げ、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな感性と創造力を持った子どもを育てる教育環境の整備を進めています。

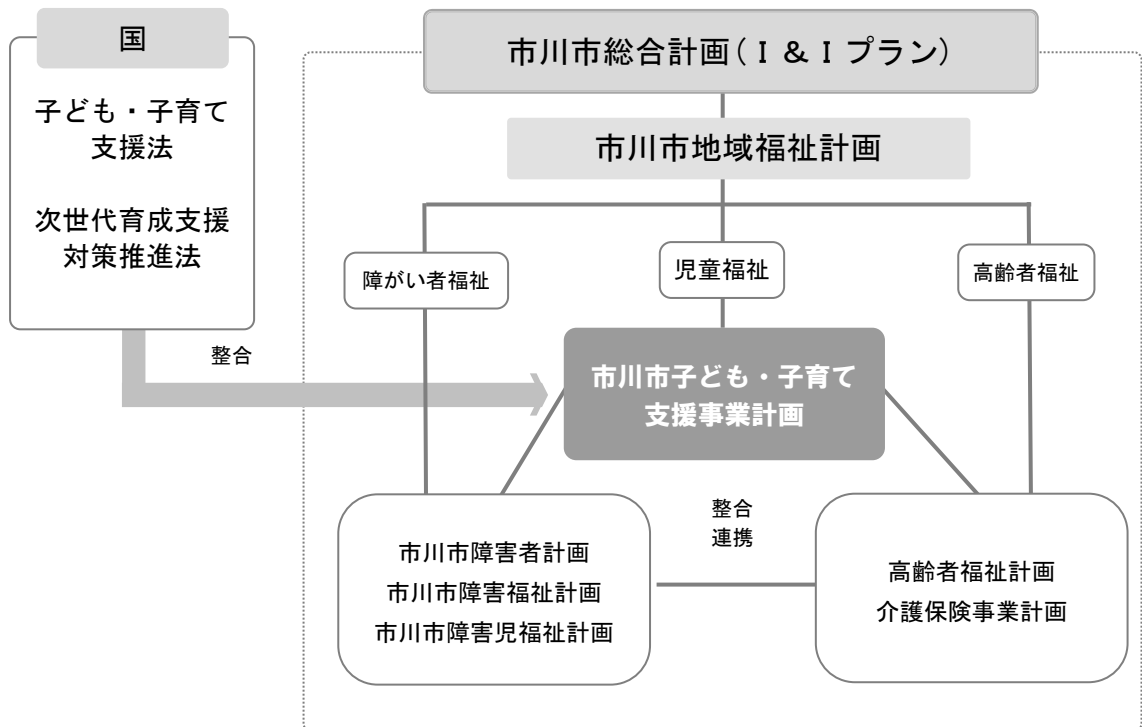
本市では、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を基本理念として、地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる取り組みを進めています。

この度、『市川市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期市川市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置付け

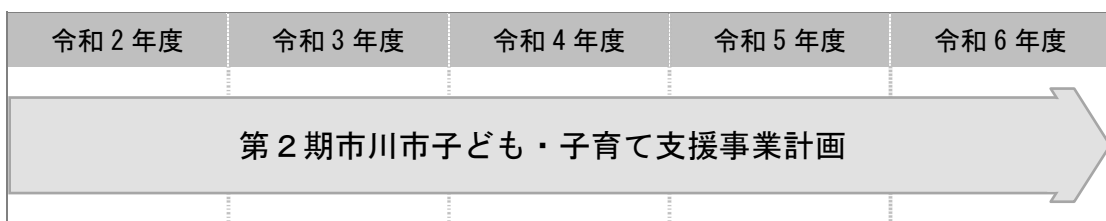
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものであり、市川市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から 4,500 世帯、小学生（1～6年生）の保護者から 2,500 世帯、合計 7,000 世帯を無作為に抽出し、さらに窓口に来訪した妊婦に対して実施しました。

② 調査期間

- ・就学前児童、小学生の保護者

平成 30 年 11 月 20 日から平成 30 年 12 月 20 日

- ・妊婦

平成 30 年 11 月 19 日から平成 30 年 12 月 20 日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	4,500 通	2,574 通	57.2%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	2,500 通	1,332 通	53.3%
妊婦	窓口にて配布・郵送回収	394 通	43 通	10.9%

(2) 市川市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「市川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定・進捗管理などについて協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和1年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

6 計画の対象

本計画は、本市に生活する18歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象とするものです。



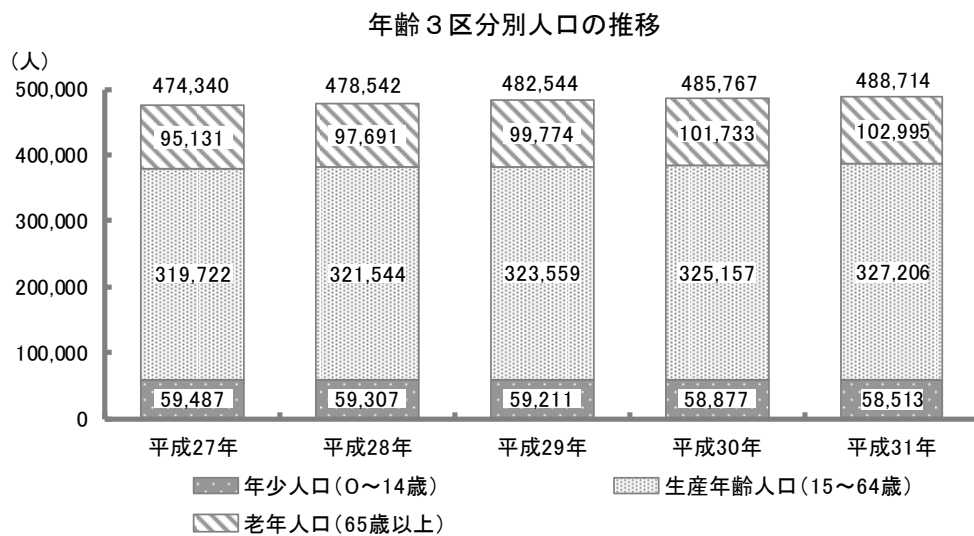
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 市川市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

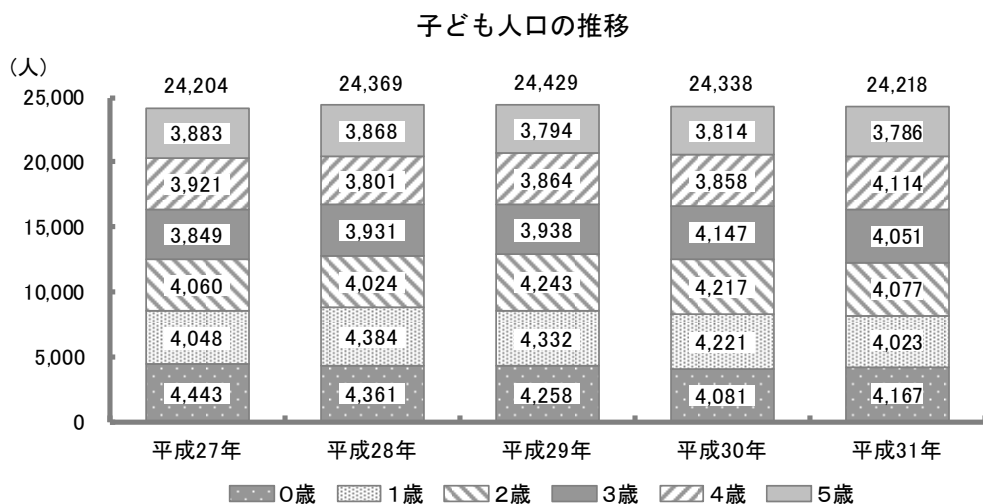
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で488,714人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

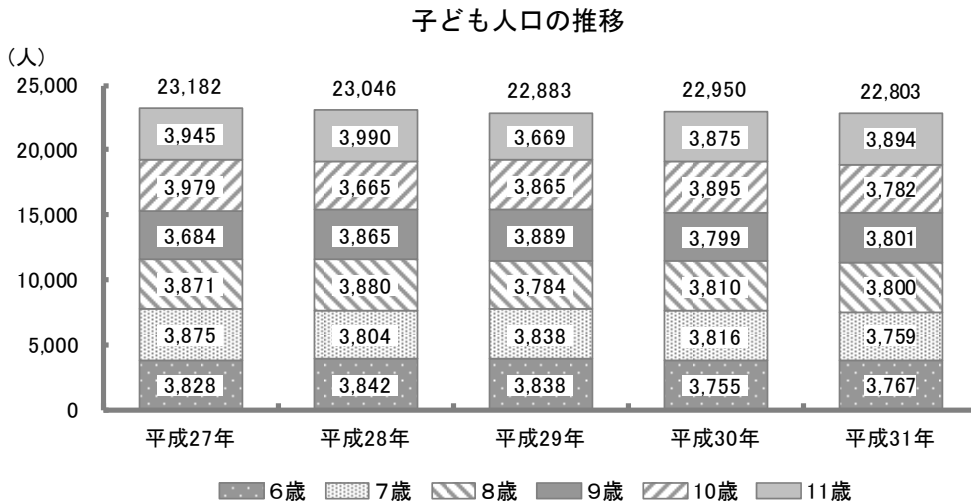
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成31年4月現在で24,218人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年から平成29年にかけて減少し、その後増加しており、平成31年4月現在で22,803人となっています。特に他の年齢に比べ、10歳の減少率が高くなっています。

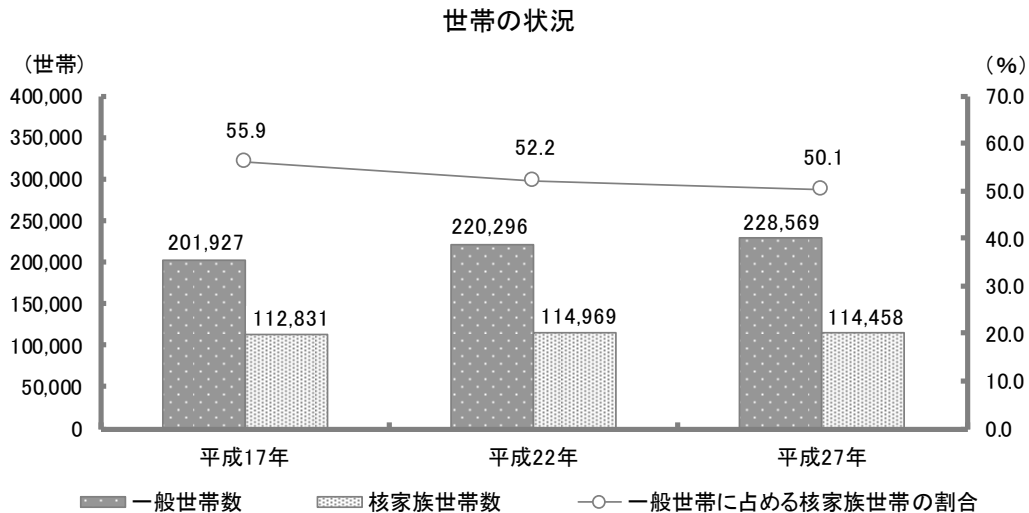


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

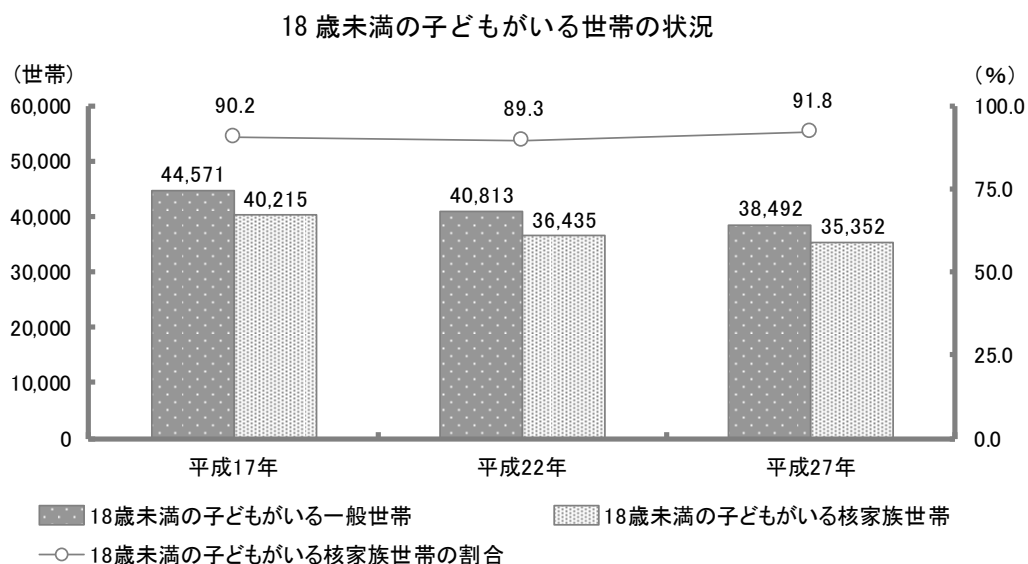
本市の核家族世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で114,458世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

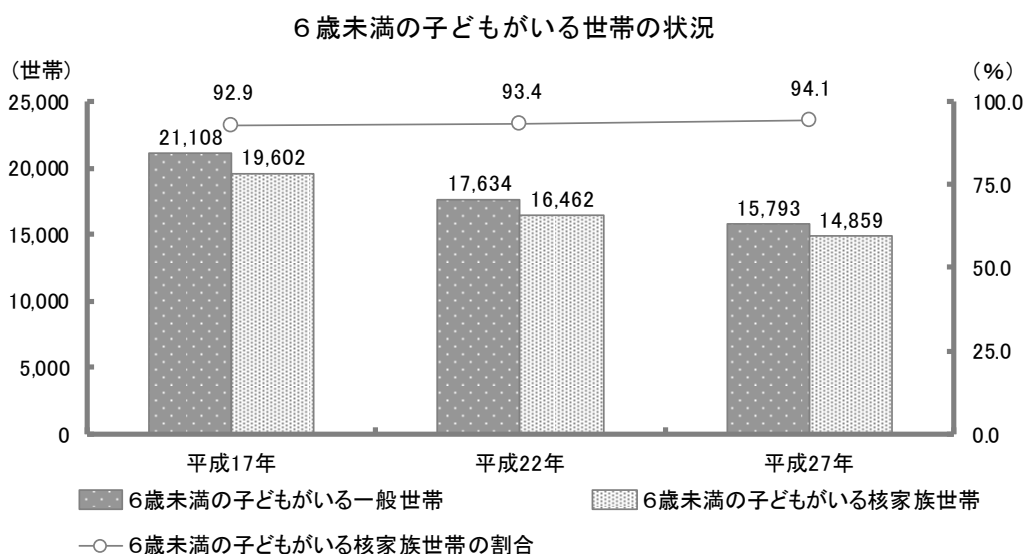
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で38,492世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は平成22年を境に増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で15,793世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。

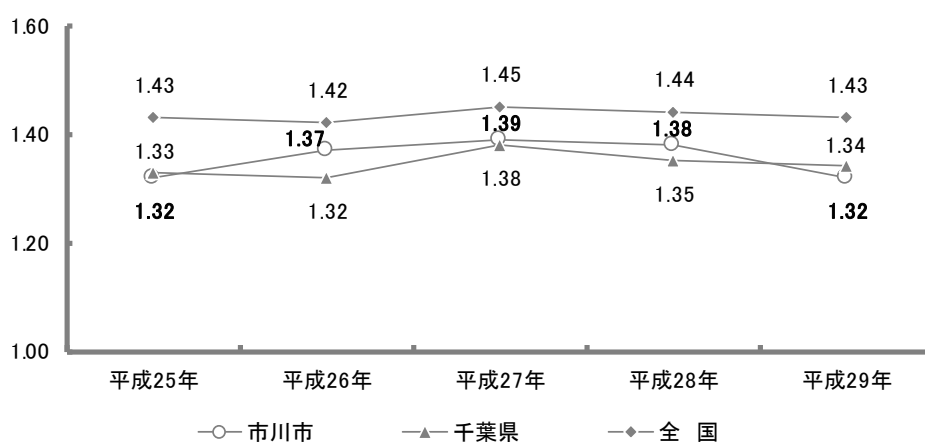


資料：国勢調査

② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は平成25年から平成27年にかけて増加し、その後減少して、平成29年で1.32となっています。また、全国と比較すると低いですが、県と比較すると平成26年から平成28年では高い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

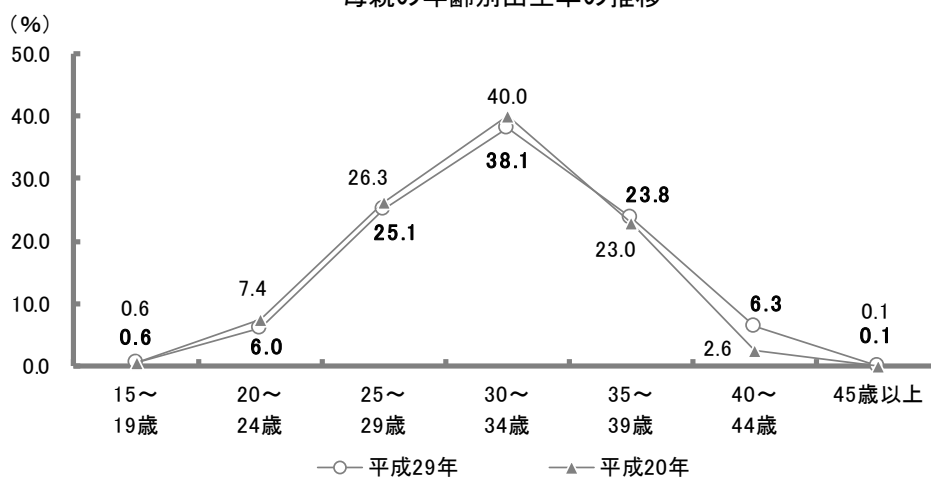


資料：千葉県健康福祉部

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母親の年齢別出生率の推移

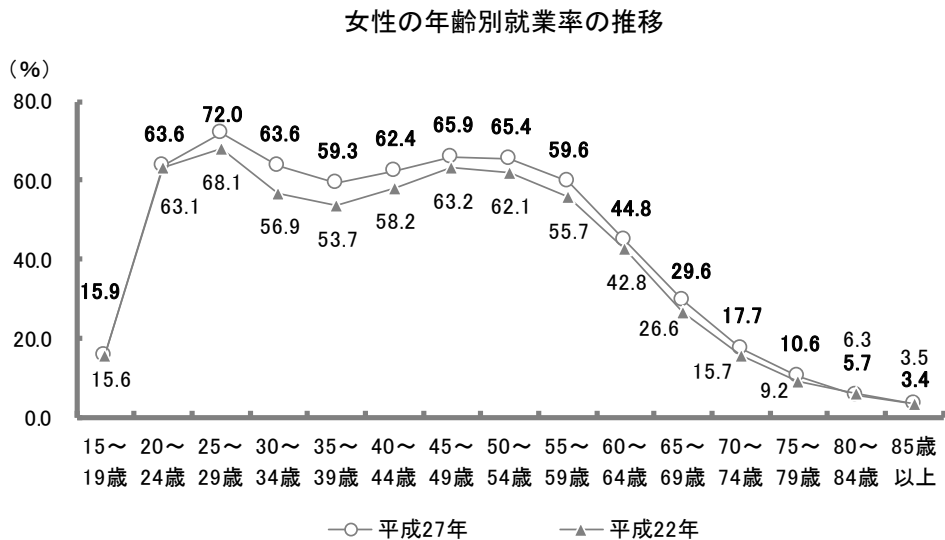


資料：千葉県衛生統計年報

(4) 就業の状況

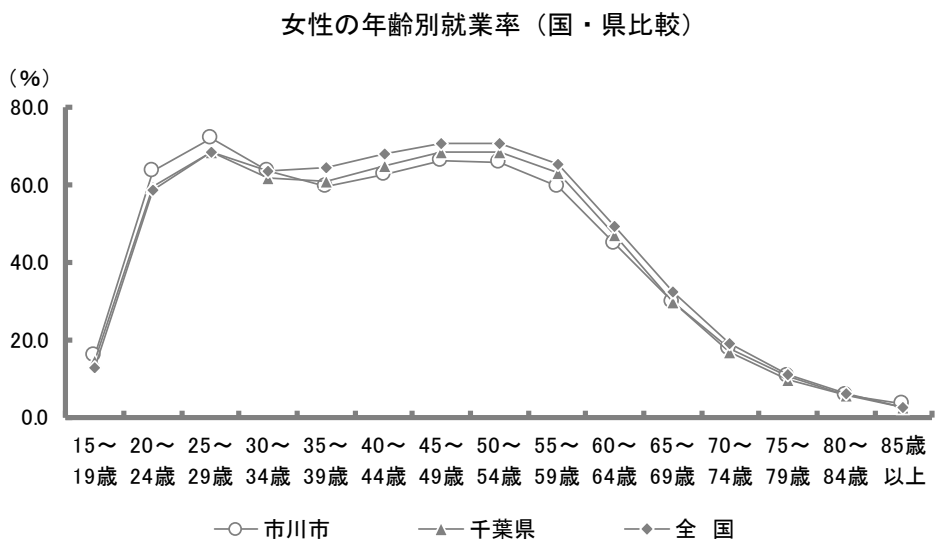
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



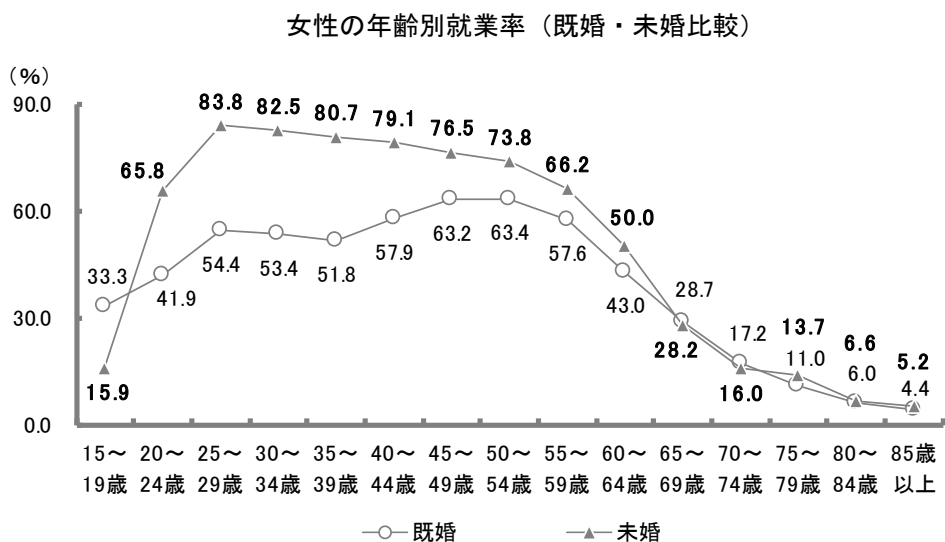
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、35～79歳で全国より低くなり、35歳～64歳で千葉県より低くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

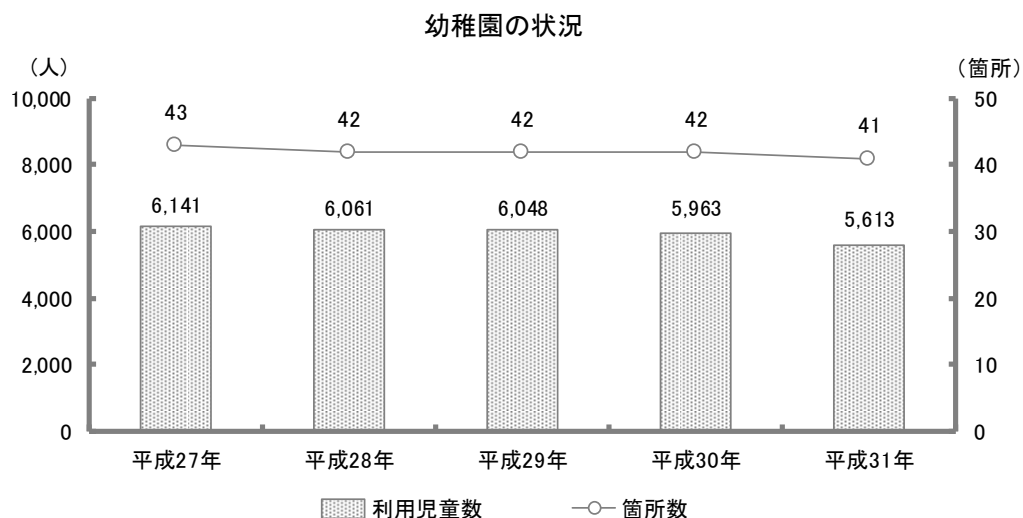
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（5）教育・保育サービス等の状況

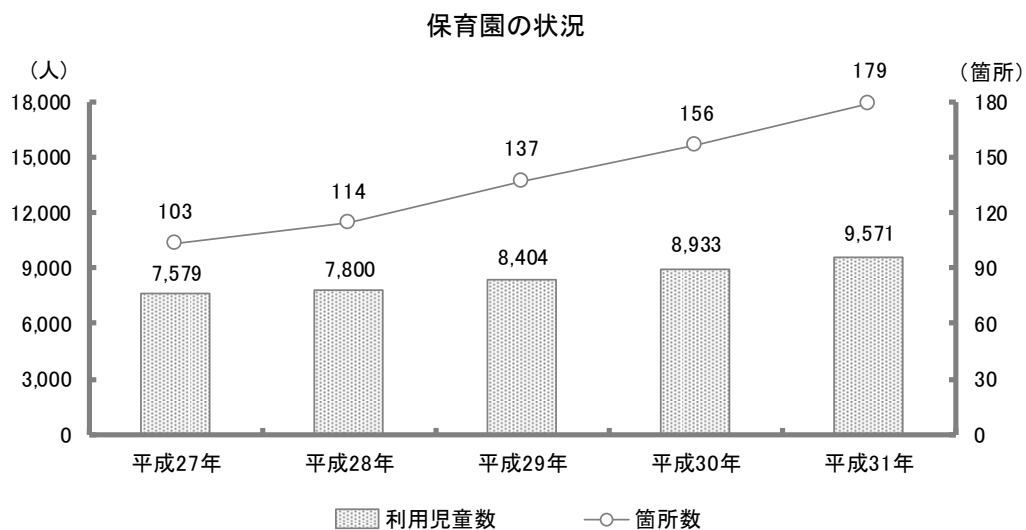
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、利用児童数は平成31年で5,613人となっています。



② 保育園の状況

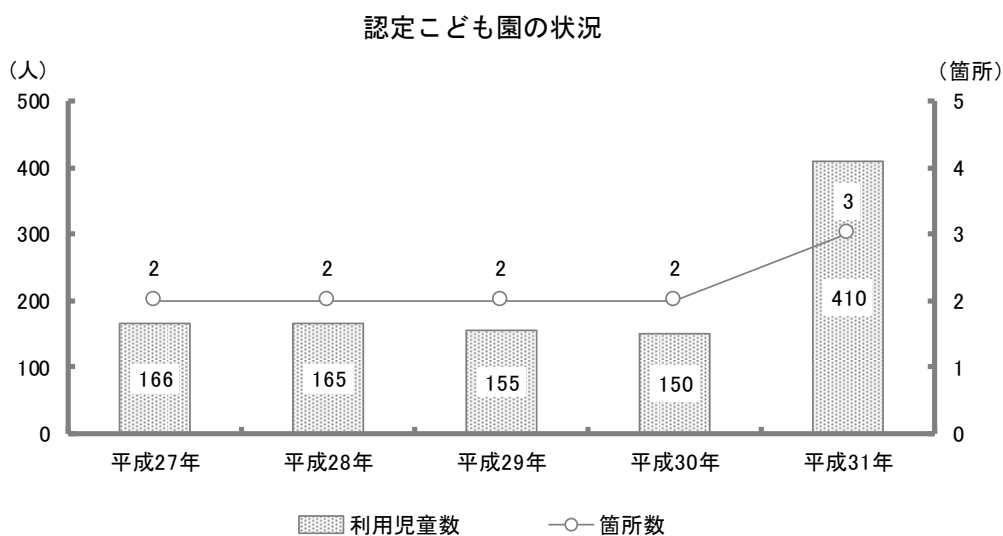
本市の保育園の状況をみると、箇所数・利用児童数ともに年々増加しており、利用児童数は平成31年で人と9,571人となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

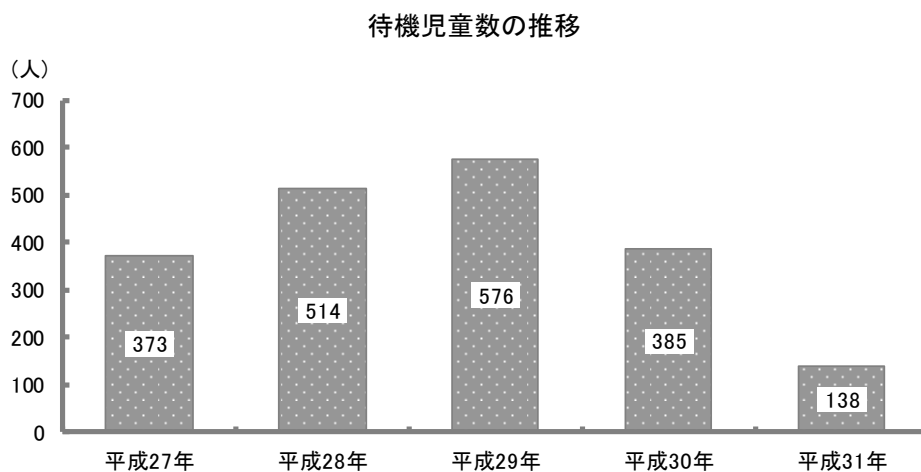
本市の認定こども園の状況をみると、平成30年まで、利用児童数・箇所数ともに横ばいで推移しています。利用児童数は平成31年で410人となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

④ 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、年々増加していましたが、平成29年をピークに、以降は減少しており、平成31年で138人と待機児童は徐々に解消されつつあります。

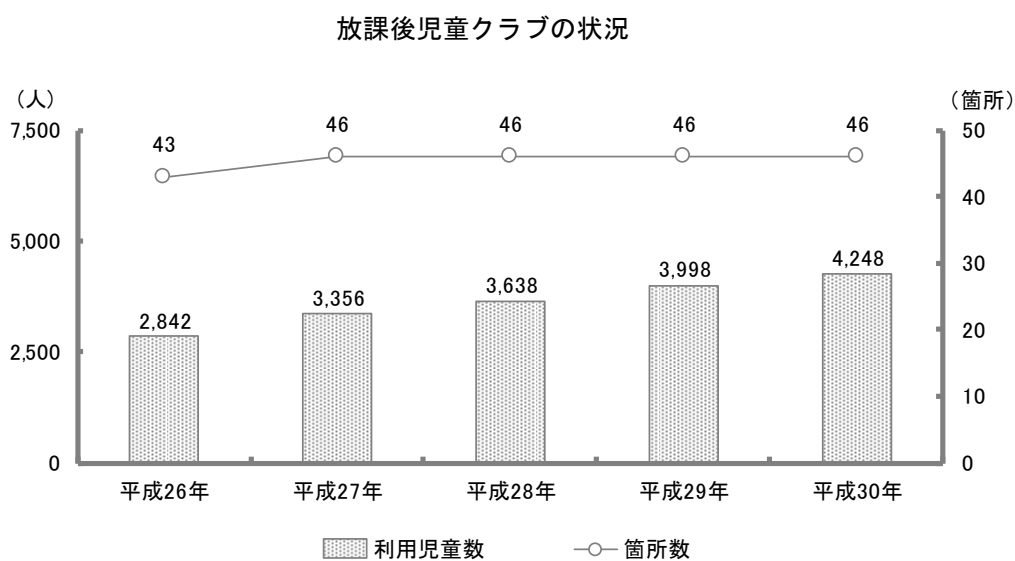


資料：市の統計

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は年々増加しており、利用定員を増やすことで対応しています。利用児童数は平成30年で4,248人となっています。



資料：市の統計

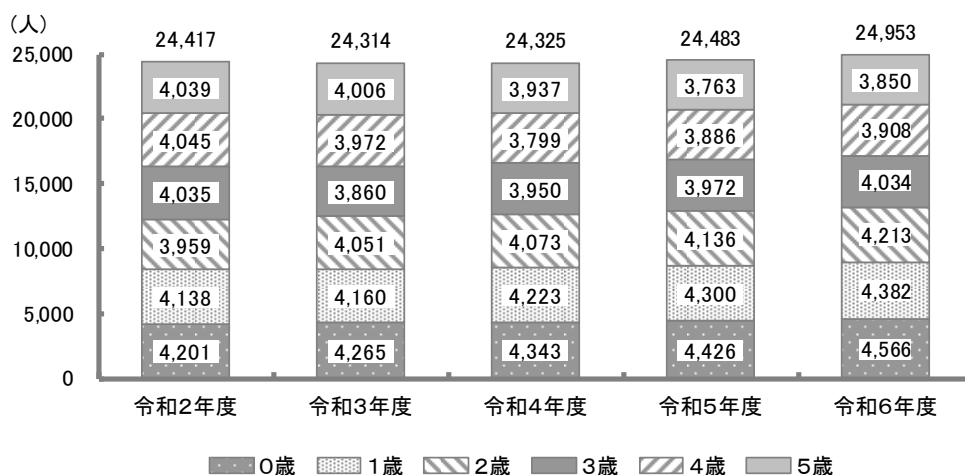
(7) 計画期間における就学前児童・小学生の推計児童数

本市の就学前児童および小学生について、計画期間における児童数をコーホート変化率法(※)により各歳別に推計すると、就学前児童(0～5歳)人口はいずれもほぼ横ばいとなっており、令和6年度には、24,953人となる見込みです。

小学生(6～11歳)人口についても同様にほぼ横ばいとなることが見込まれています。

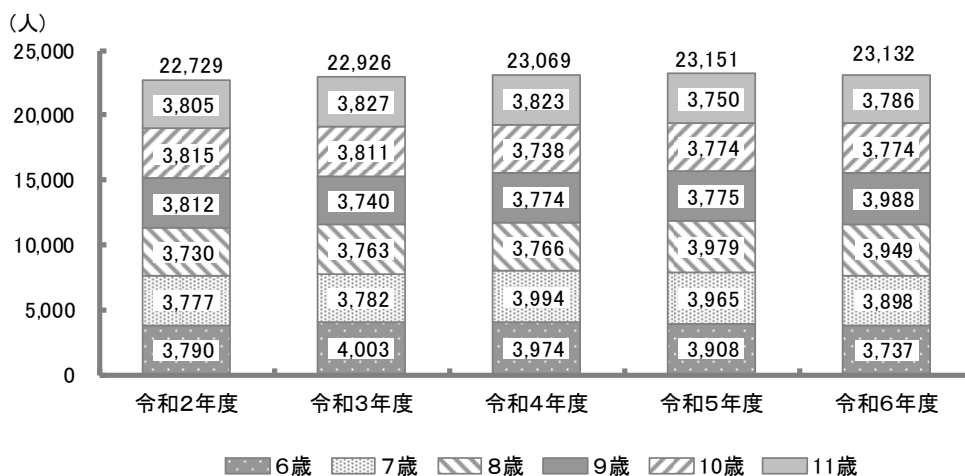
なお、「4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」においては、この推計児童数に基づき、「量の見込み」を算定しています。

就学前児童(0～5歳)人口実績・推計



資料：庁内資料

就学前児童(6～11歳)人口実績・推計



資料：庁内資料

※コーホート変化率法とは、各コーホート(同年または同期間に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

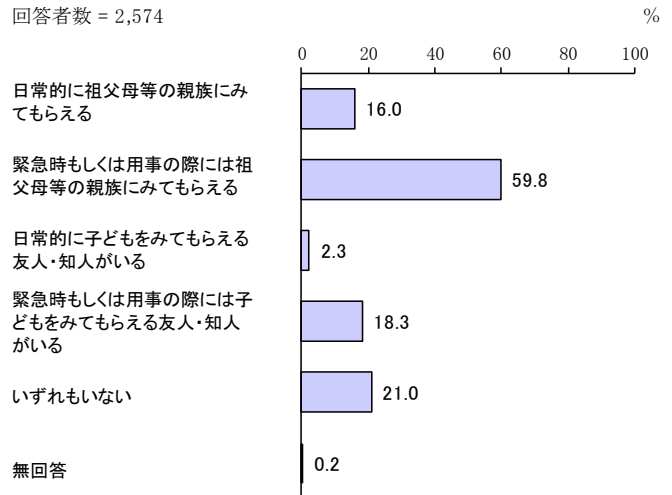
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.8%と最も高く、次いで「いずれもない」の割合が21.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が18.3%となっています。

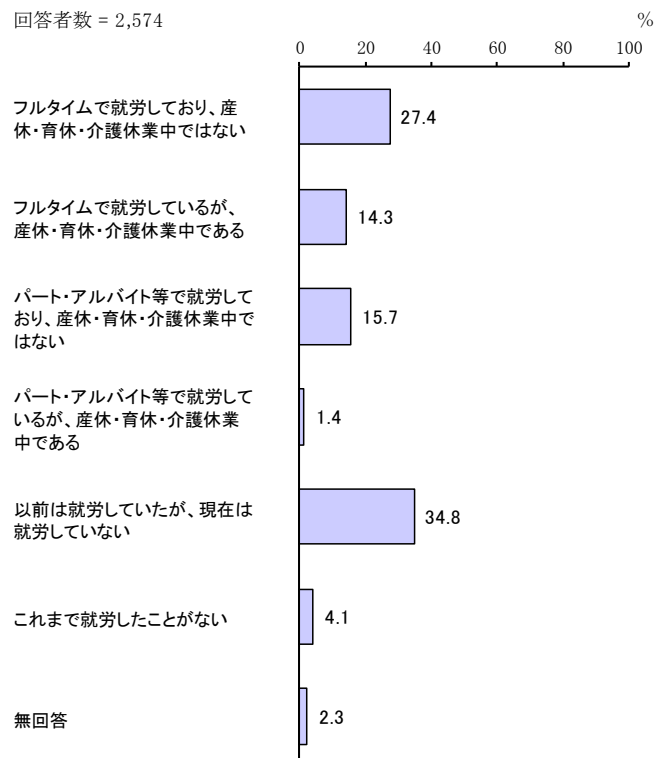
回答者数 = 2,574



② 母親の就労状況

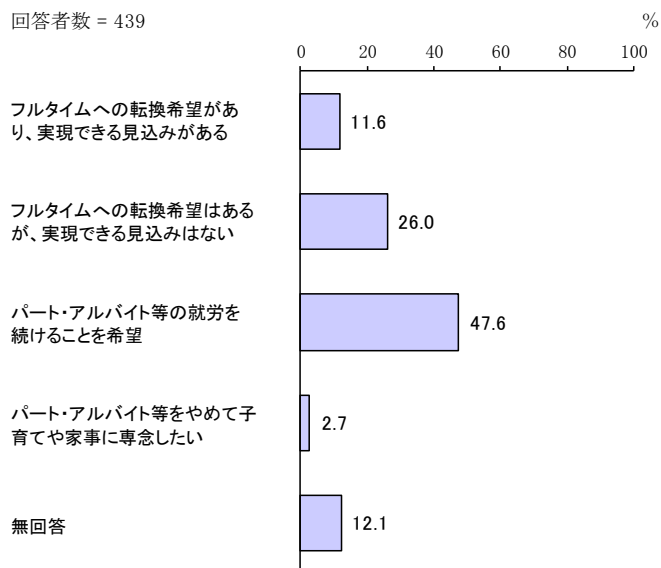
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が34.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が15.7%となっています。

回答者数 = 2,574



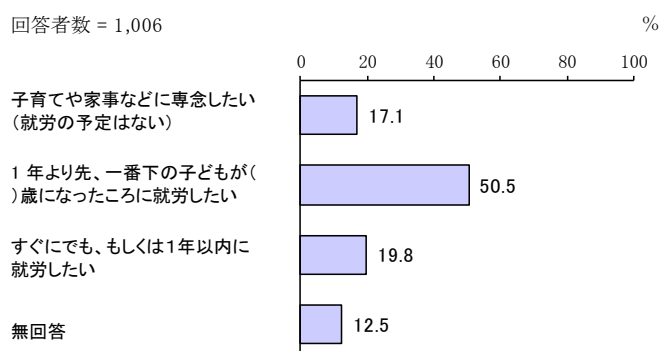
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が47.6%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.0%となっています。



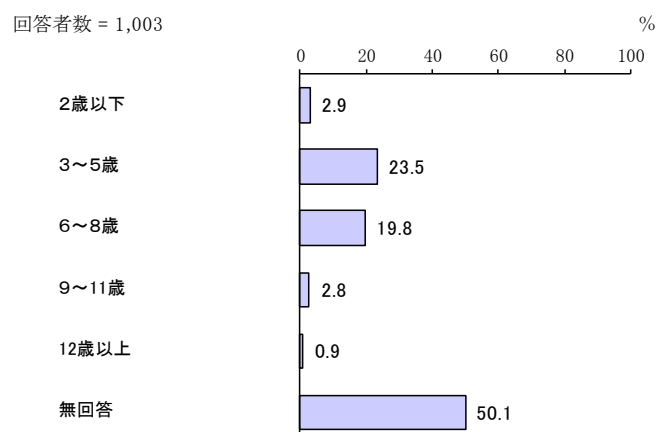
④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が50.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.8%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が17.1%となっています。



一番下の子どもの年齢

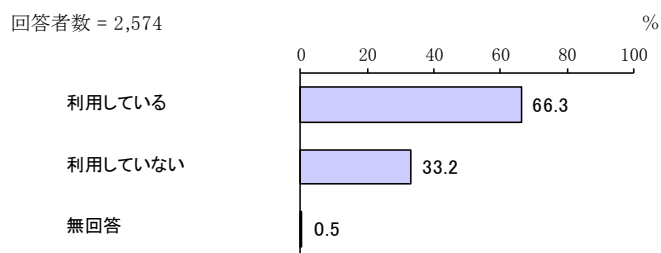
「3～5歳」の割合が23.5%と最も高く、次いで「6～8歳」の割合が19.8%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

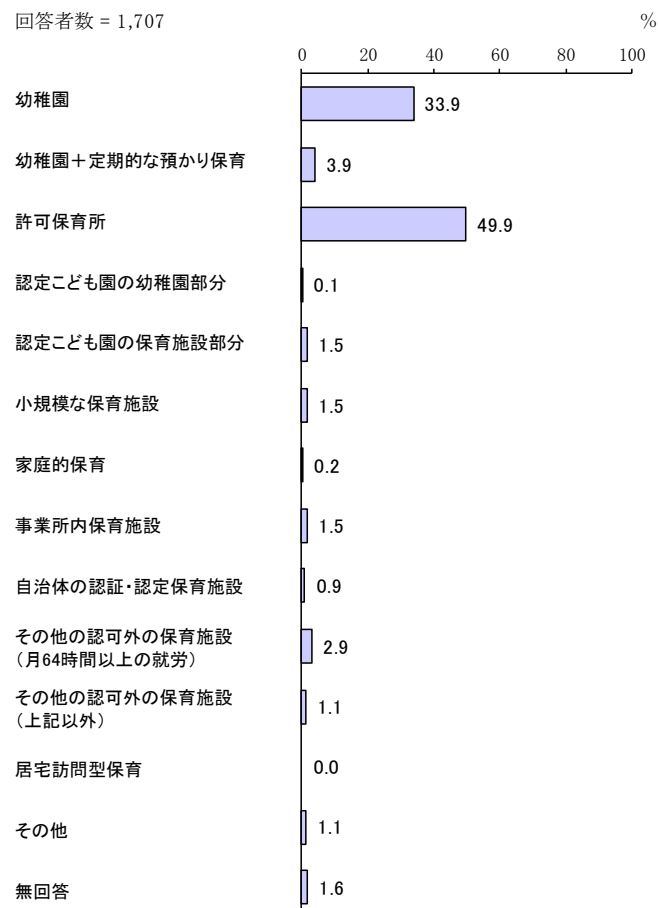
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が66.3%、
「利用していない」の割合が33.2%と
なっています。



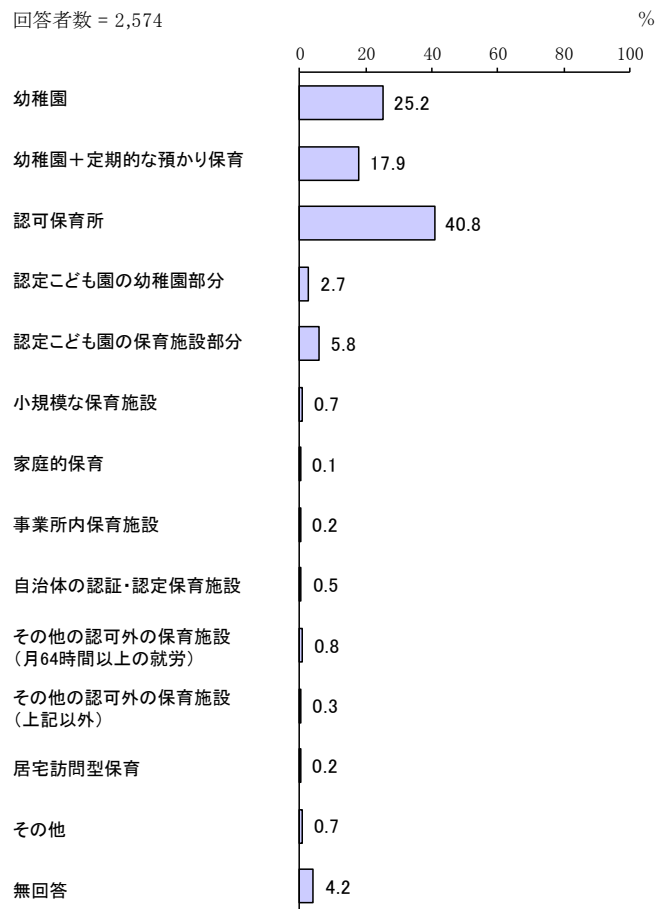
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が49.9%と最
も高く、次いで「幼稚園」の割合が
33.9%、「幼稚園+定期的な預かり保
育」の割合が3.9%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

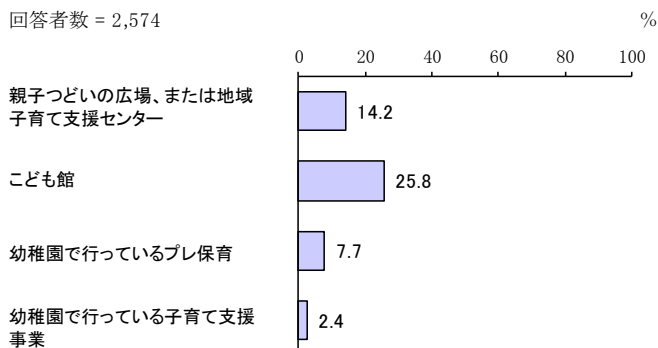
「認可保育所」の割合が40.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が25.2%、「幼稚園＋定期的な預かり保育」の割合が17.9%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

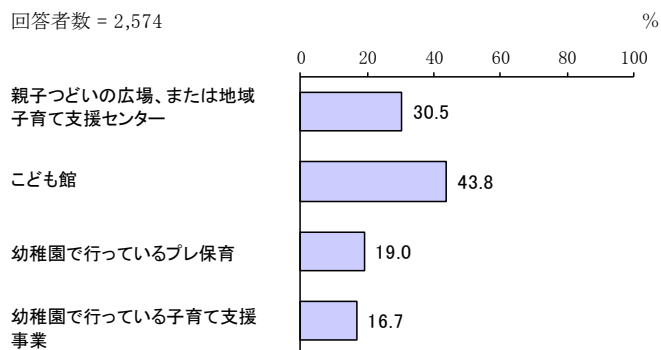
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「こども館」の割合が25.8%と最も高く、次いで「親子つどいの広場、または地域子育て支援センター」の割合が14.2%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

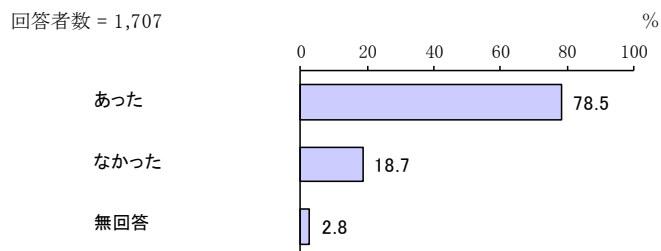
「こども館」の割合が43.8%と最も高く、次いで「親子つどいの広場、または地域子育て支援センター」の割合が30.5%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

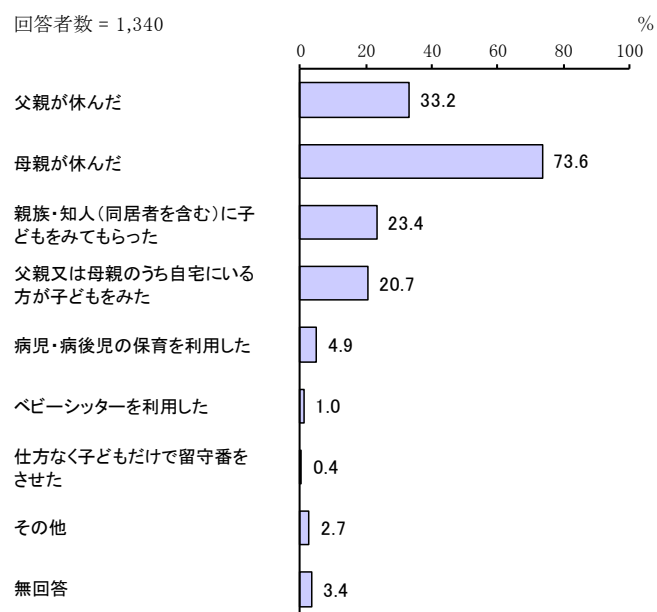
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.5%、「なかった」の割合が18.7%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

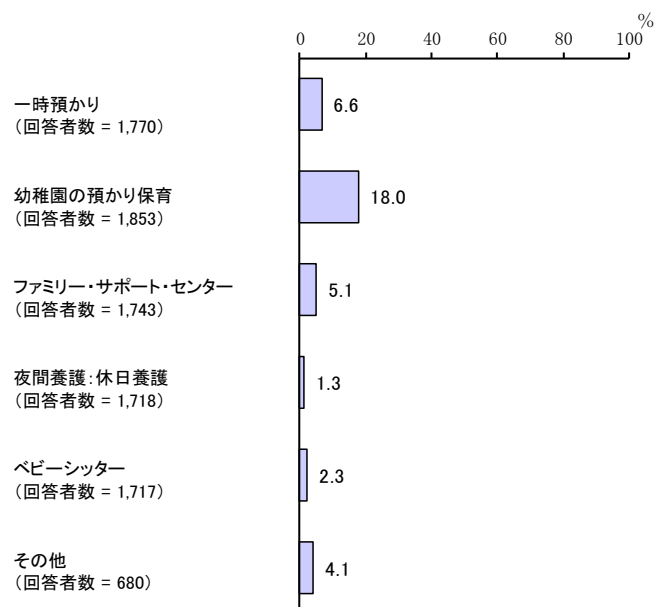
「母親が休んだ」の割合が73.6%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が33.2%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が23.4%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

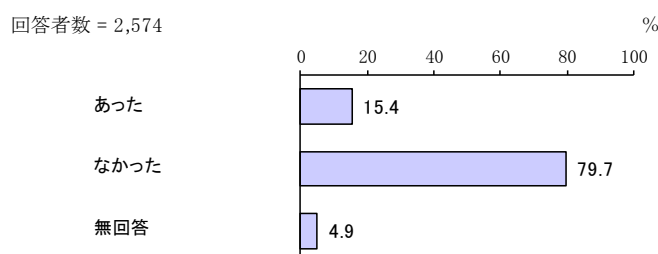
① 不定期の教育・保育の利用状況

「幼稚園の預かり保育」の割合が18.0%と最も高く、次いで「一時預かり」の割合が6.6%となっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

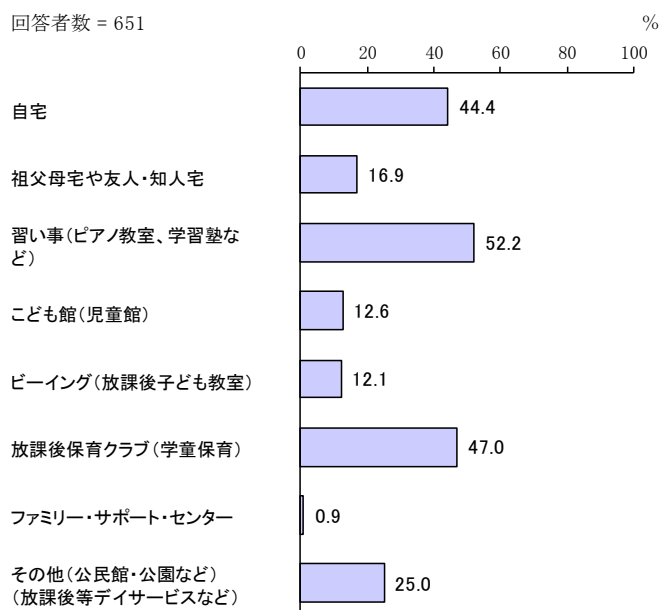
「あった」の割合が15.4%、「なかった」の割合が79.7%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

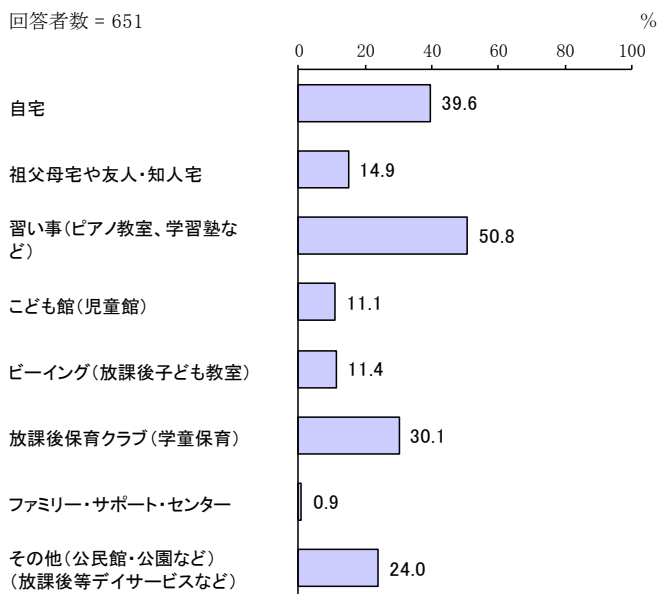
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が52.2%と最も高く、次いで「放課後保育クラブ(学童保育)」の割合が47.0%、「自宅」の割合が44.4%となっています。



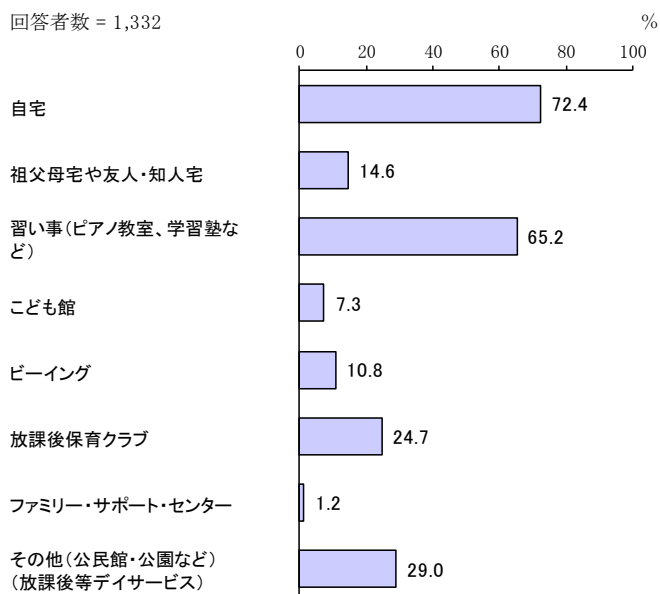
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事(ピアノ教室、学習塾など)」の割合が50.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が39.6%、「放課後保育クラブ(学童保育)」の割合が30.1%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

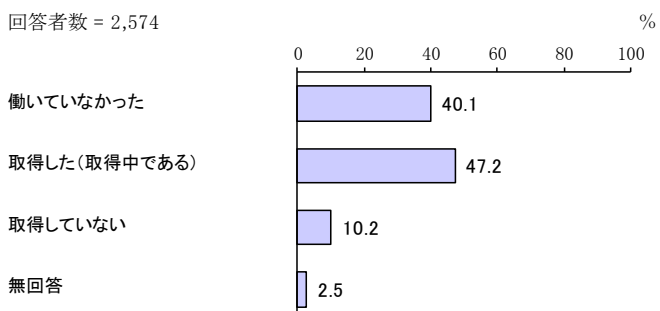
「自宅」の割合が72.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が65.2%、「その他（公民館・公園など）（放課後等デイサービス）」の割合は29.0%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

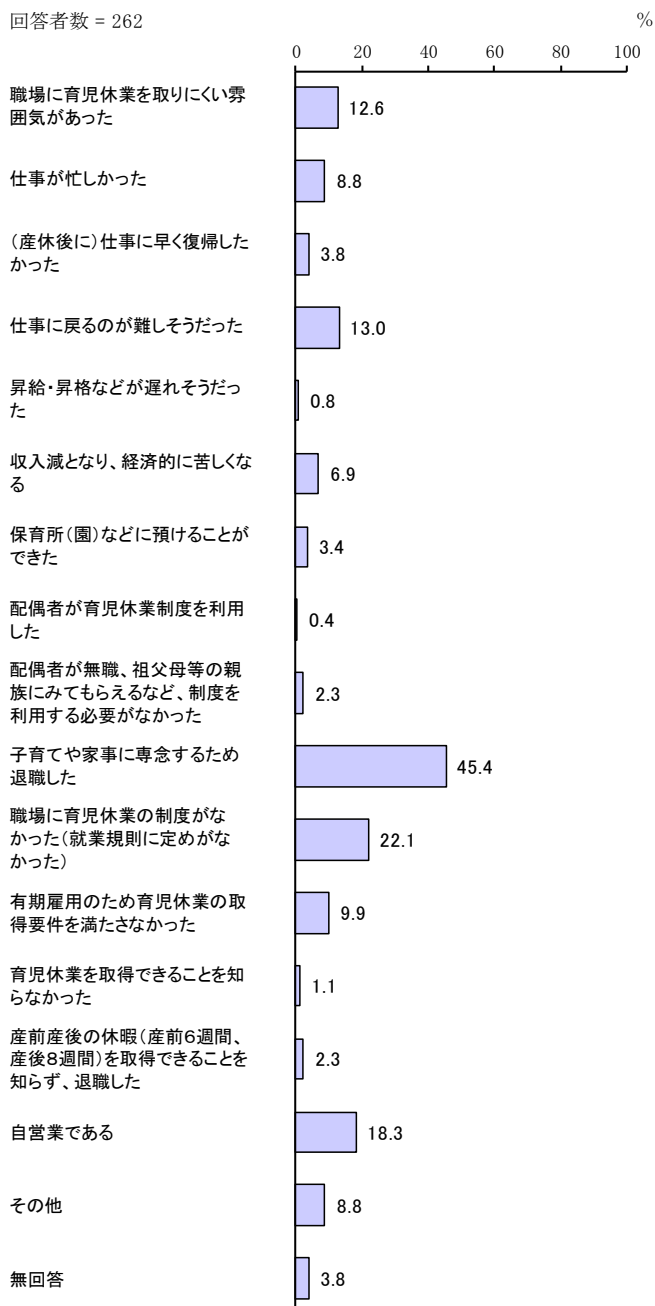
① 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が47.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.1%、「取得していない」の割合が10.2%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

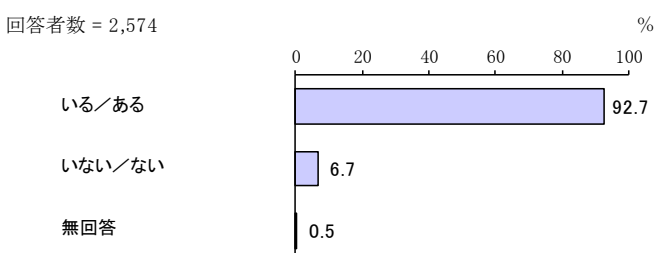
「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が45.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が22.1%、「自営業である」の割合が18.3%となっています。



(8) 相談の状況について

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

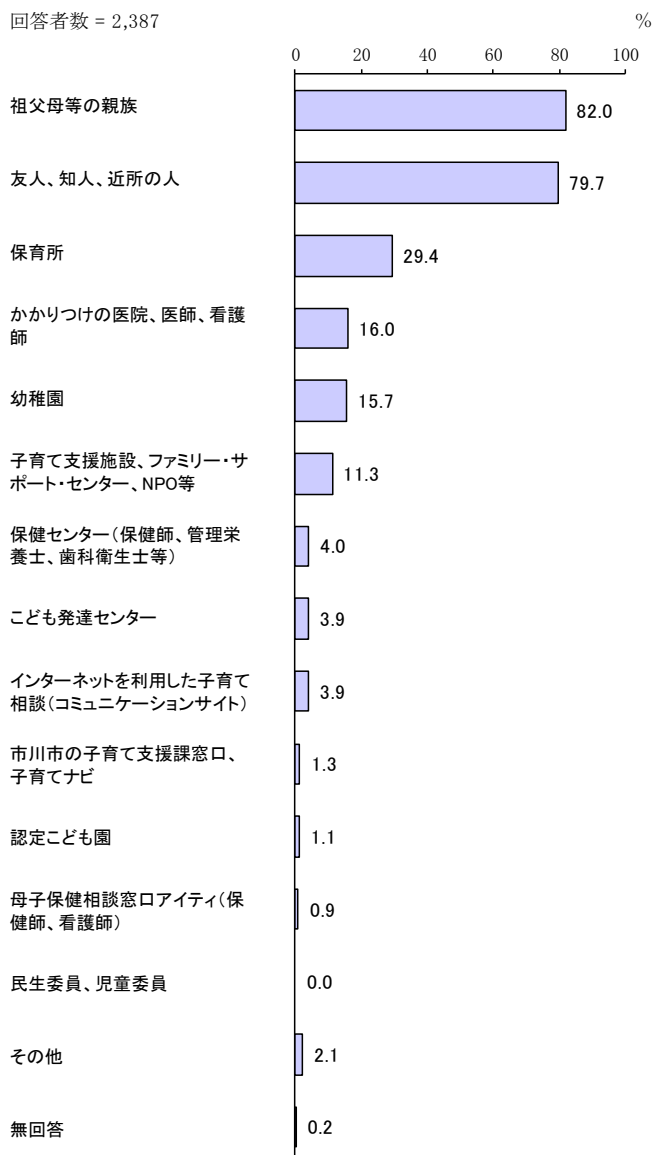
「いる／ある」の割合が92.7%、「いない／ない」の割合が6.7%となっています。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が82.0%と最も高く、次いで「友人、知人、近所の人」の割合が79.7%、「保育所」の割合が29.4%となっています。

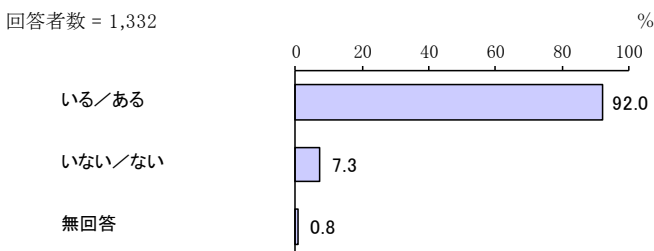
回答者数 = 2,387



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

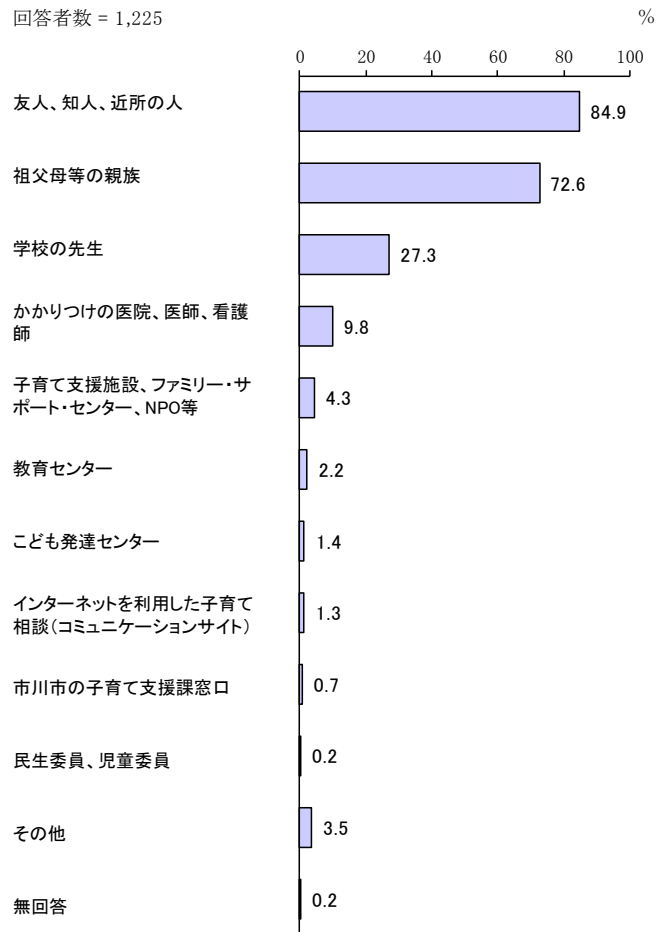
「いる／ある」の割合が92.0%、「いない／ない」の割合が7.3%となっています。

回答者数 = 1,332



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

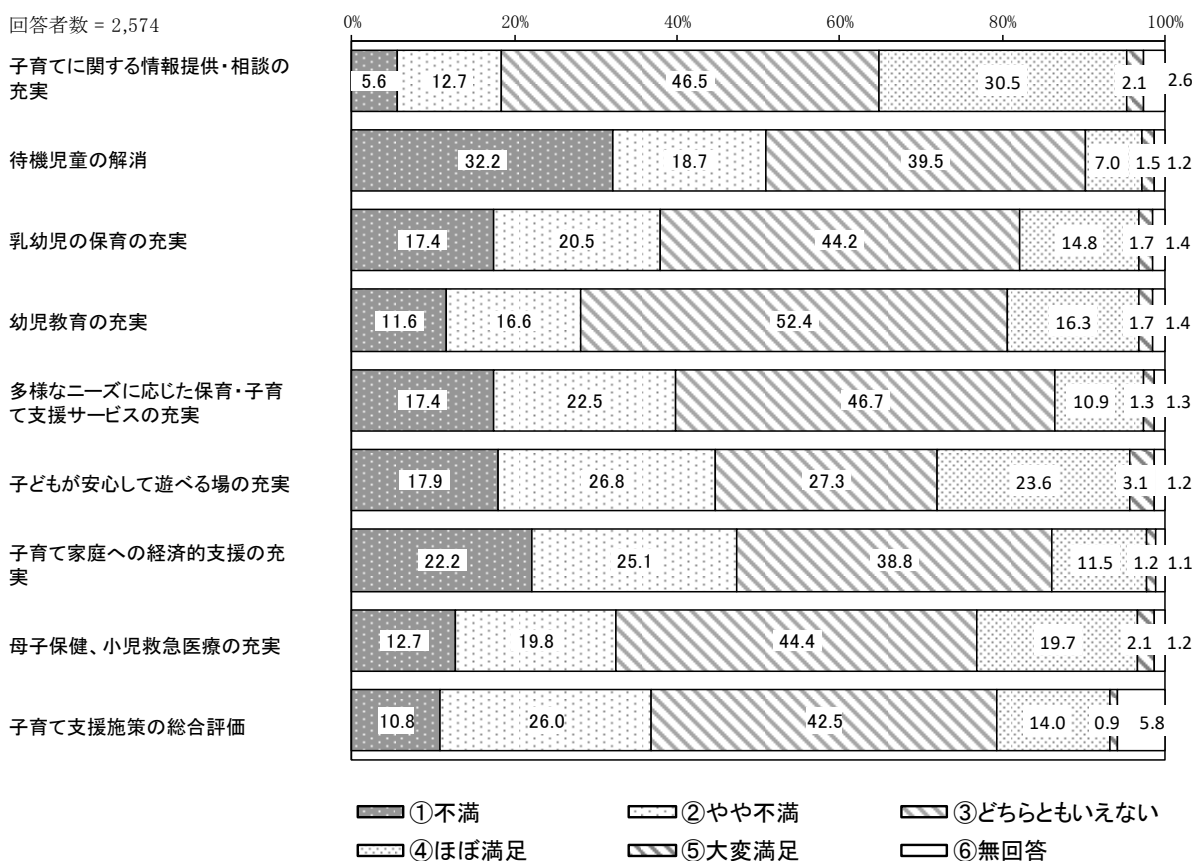
「友人、知人、近所の人」の割合が84.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が72.6%、「学校の先生」の割合が27.3%となっています。



(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が42.5%と最も高く、次いで「2」の割合が26.0%、「4」の割合が14.0%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が47.1%と最も高く、次いで「2」の割合が20.9%、「4」の割合が15.8%となっています。

回答者数 = 1,332

子育てに関する情報提供・相談の充実

放課後保育クラブの充実

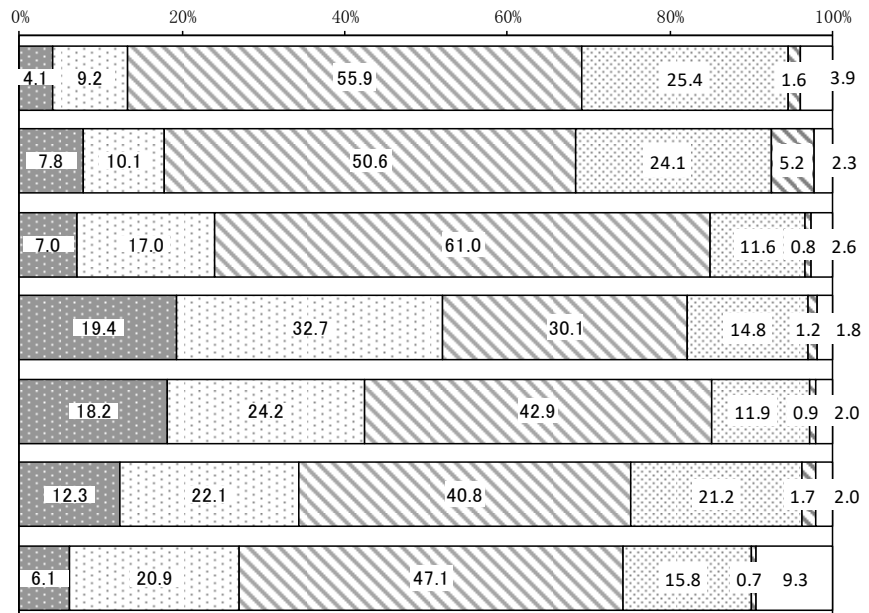
多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービス(病児保育等)の充実

子どもが安心して遊べる場の充実

子育て家庭への経済的支援の充実

小児救急医療の充実

子育て支援施策の総合評価



①不満 ②やや不満 ③どちらともいえない
 ④ほぼ満足 ⑤大変満足 ⑥無回答

3 第2期計画策定に向けた課題

市川市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに市川市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みについて・・・・・・・・

市では、子どもの権利保障について、児童福祉週間や家族の日のイベント、講演会・研修会等で、リーフレットを配布することにより周知を図っていますが、取り組みについて「わからない」の割合が58%であることから、今後、市民が広く認識するために、周知・啓発を促進していくことが必要です。

また、子供の居場所の充実については、「子ども実行委員会設置事業」により、子ども自身が望む遊びや体験を実現させるための子ども実行委員会を設置しています。今後、自己主張、自己表現の場をさらに充実させ、自発的に社会参画できる子どもを育てていく必要があります。

(2) 乳幼児期の教育・保育について・・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、平成32年度末までに待機児童の解消をめざすとしています。市川市の待機児童数は年々減少傾向を示していますが、子育て世帯の共働き世帯の増加などに伴い、1歳児で待機児童が多く発生しています。

保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認可保育所」の割合が高くなっており、保育所を希望する方が多くみられています。一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育を推進するため、幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上を図るとともに、幼児教育の質の向上を図ることが必要となっています。

また、平日に定期的に教育・保育の事業を利用について、「教育・保育方針がしっかりしている」が高く、保護者の教育・保育について質の面のニーズも高いことがうかがえます。幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期です。教育・保育の質を確保するため、幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上を図り、幼児教育の質の向上を図ることが必要です。

(3) 地域における子育て支援について

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。子育てしやすい環境の拡大に向けて、今後も子育てにおける祖父母等の役割は重要です。地域の特性を活かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等と協力した子育てをすすめることが必要です。また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実もはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつながります。

(4) 子どもと子育て家庭の健康づくりについて

市では、保健事業への取り組みについて「充実している」と答えている人が約半数であることから、今後、さらなる支援の取り組みについて検討していくことが求められています。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

小児科の時間外診療の特性として、小児科は患者1人に要する診療時間が大人に比べると相対的に長い上、この中に速やかな対応を要する救急相当の患者が混在している現状があることから、子供の病気への対応方法などを記した小児救急ガイドブックを配布し、また、急病の相談などに24時間対応している「あんしんホットダイヤル」などによる情報提供の充実が必要です。

(5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援について

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

また、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として、「母親が休んだ」が73.6%と最も多く、病児・病後児の保育を利用した人は4.9%となっていることから、病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。

(6) 仕事と子育ての両立支援について

女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休暇制度を利用しやすい気運の醸成を図ることが必要です。

育児休業制度の利用をさらに促進するために、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要であることから、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にしているとの指摘もあることから、今後は、働き方改革による就業時間の減少を踏まえ、父親の家事・育児の参画を促進することが必要です。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの市川市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基本理念

子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして



2 基本方針

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

このような視点から、以下の方針に基づき、「子どもの最善の利益」の実現をめざしてまいります。

〈基本方針〉

子ども自身が尊重される社会
すべての子どもと子育て家庭を支える社会
男女が共に子育てしやすい社会
地域全体で子どもを育む社会

3 基本目標

(1) 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。

このことから、虐待・いじめ・犯罪などさまざまな権利侵害から子どもを守り、また、子どもが自分に関係あることについて自由に意見を表現する機会をつくり、地域社会では子どもの声を聞く意識を高めることが求められています。

そこで、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの視点に立って、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援の展開を図ります。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる仕組みをつくることによって、子どもの最善の利益が実現される市川市をめざします。

(2) 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

乳幼児期においては、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、また、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって育まれることが求められています。

そこで、教育・保育の量や良質な施設設備等の確保はもとより、専門性の向上を図ることにより、発達段階に応じた教育・保育の質を担保します。また、幼稚園・保育園等と家庭、地域社会の連携を進めながら、すべての子どもの健やかな発達を保障する市川市をめざします。

(3) 地域における子育て支援の充実・・・・・・・・

少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭が、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が求められています。

そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域の人材の活用などを図り、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、子どもと親がともに成長できる市川市をめざします。

(4) 子どもと子育て家庭の健康づくり・・・・・・・・

初めての出産やハイリスク出産の母親は、妊娠期から出産後において不安を感じるが多いため、子どもを安心して産み育てられるよう、母親の心身の健康を保持・増進することが重要となります。

また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。

そこで、妊産婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の整備などにより、子どもと子育て家庭が、生涯にわたり心身とも健やかに暮らすことができる市川市をめざします。

(5) 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援・・・・・・・・

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。

障がいや疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。

そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、法に基づく給付などにより、安定した生活を送れるよう支援します。

また、関連機関との連携を図って子どもに対する適切な保護や支援を講じ、さらに、一人ひとりの特性に応じた発達支援を行うことによって、子どもの健やかな育ちを等しく保障する市川市をめざします。

(6) 仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・

出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はいまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児においてより積極的に役割を果たすことが期待されています。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進する市川市をめざします。

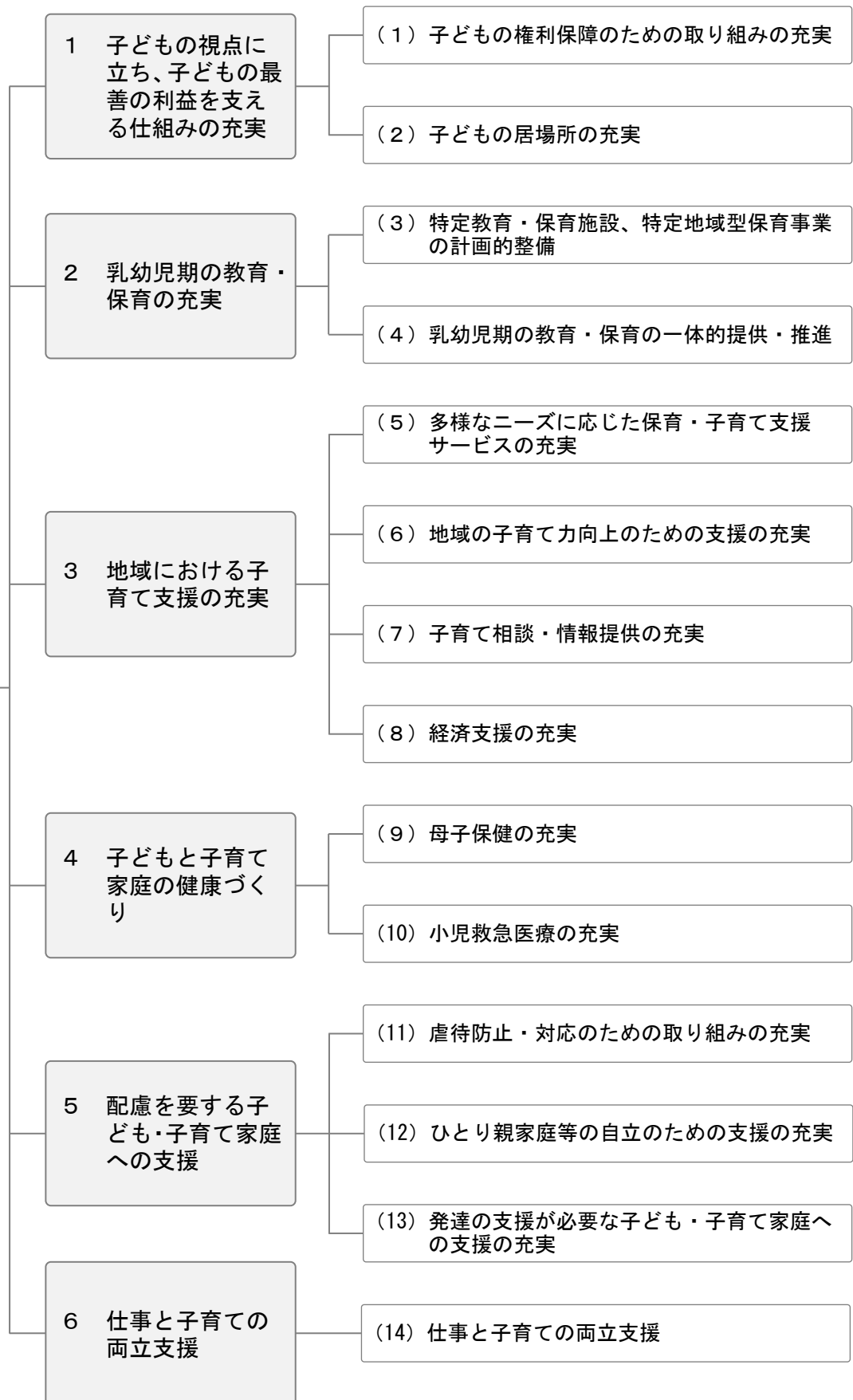
4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして





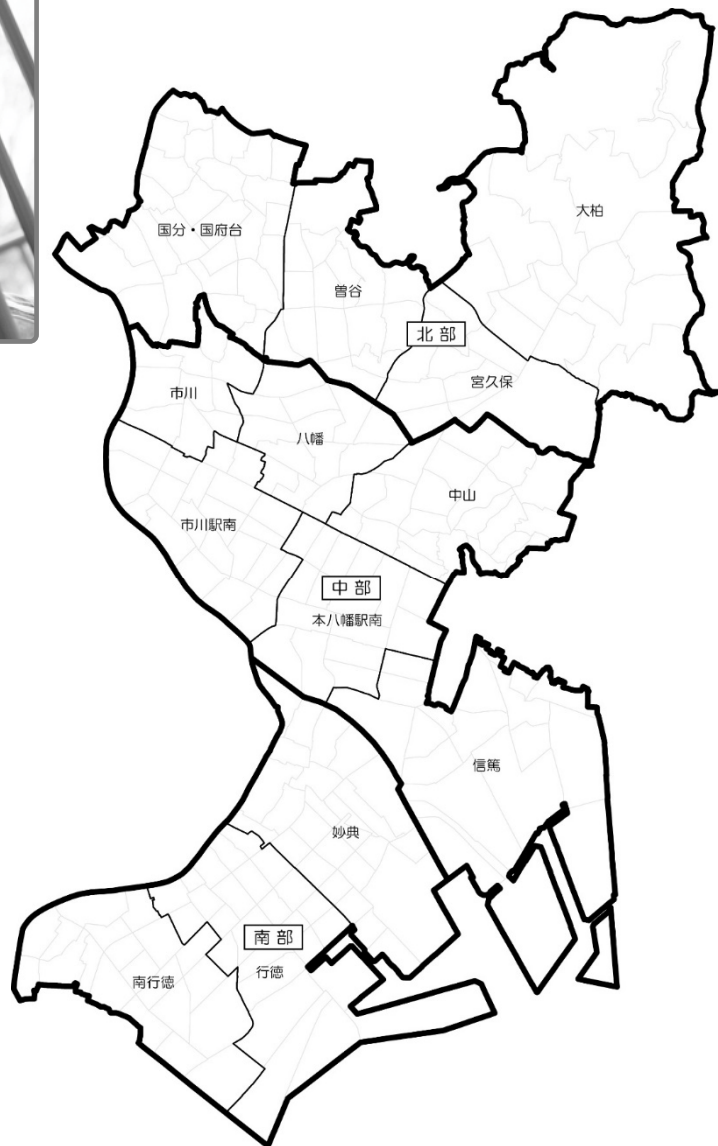
第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「市川市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況

に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため北部・中部・南部の3つの区域とより生活圏に近い13地区を定めました。



3 区域・13 地区別 町名

区域名	地区名	町名
北部	大柏	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野
	宮久保	宮久保 3～6 丁目、北方町 4 丁目、東菅野 4・5 丁目、下貝塚
	曾谷	宮久保 1・2 丁目、曾谷、国分 1 丁目、東国分、稲越町
	国分・国府台	堀之内、北国分、中国分、国府台、国分 2～7 丁目
中部	市川	真間、市川、須和田 2 丁目
	八幡	菅野、平田 1・2 丁目、須和田 1 丁目、八幡 3 丁目、東菅野 1～3 丁目
	中山	八幡 1・2・4～6 丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神
	市川駅南	新田、市川南、平田 3・4 丁目、大洲、大和田
	本八幡駅南	南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻 1・2 丁目
	信篤	田尻 3～5 丁目、田尻（1～5 丁目以外）、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
南部	妙典	妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、富浜、塩焼、宝 1 丁目、幸 1 丁目、加藤新田、高浜町、河原
	行徳	伊勢宿、末広、宝 2 丁目、幸 2 丁目、押切、行徳駅前、入船、日之出、湊、湊新田、湊新田 1・2 丁目、香取、福栄 2 丁目、千鳥町、新浜、塩浜 1～3 丁目
	南行徳	欠真間、相之川、福栄 1・3・4 丁目、南行徳、新井、広尾、島尻、塩浜 4 丁目

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について、以下の区分（※1）ごとの必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込み（※2）を定めるとともに、満3歳未満の子どもについては、市全体の推計児童数と量の見込みをもとに、保育利用率を定めます。そして、設定する量の見込みに対応して、提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）（※3）を定めます。

（※1）区分

3号認定（0歳）	3号認定の子どものうち、0歳児
3号認定（1・2歳）	3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児
1号認定	1号認定の子ども
2号認定（教育ニーズ）	2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども
2号認定（その他）	2号認定の子どものうち、「2号認定（教育ニーズ）」以外の子ども

（※2）「量の見込み」＝令和2年度から5年間の市民ニーズの推計値

市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査（平成30年11月に実施。以下「市民ニーズ調査」という。）の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たっての考え方の詳細はP67～「4 量の見込みの算定に当たっての考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業については利用定員を、確認を受けない幼稚園については認可定員をもとに、確保方策を定めます。

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方を定めました。

(1) 3号認定(0歳)《3号認定の子どものうち、0歳児》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		270人	266人	265人	268人	268人
確保 方策	特定教育・保育施設	179人	199人	219人	219人	219人
	特定地域型保育事業	24人	36人	48人	54人	54人

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		732人	748人	765人	777人	808人
確保 方策	特定教育・保育施設	390人	430人	470人	510人	540人
	特定地域型保育事業	95人	143人	185人	227人	269人

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		549人	561人	573人	587人	607人
確保 方策	特定教育・保育施設	451人	471人	491人	501人	501人
	特定地域型保育事業	31人	61人	85人	109人	109人

【市全体(①+②+③)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,020人	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人
	特定地域型保育事業	150人	240人	318人	390人	432人

○「確保方策」=既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

(2) 3号認定(1・2歳)《3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		684人	680人	670人	666人	669人
確保 方策	特定教育・保育施設	529人	569人	609人	609人	609人
	特定地域型保育事業	95人	119人	143人	155人	155人

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,792人	1,811人	1,848人	1,890人	1,931人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,395人	1,475人	1,555人	1,635人	1,695人
	特定地域型保育事業	318人	414人	498人	582人	666人

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,583人	1,627人	1,649人	1,685人	1,723人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,396人	1,436人	1,476人	1,496人	1,496人
	特定地域型保育事業	134人	194人	242人	290人	290人

【市全体(①+②+③)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
確保 方策	特定教育・保育施設	3,320人	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人
	特定地域型保育事業	547人	727人	883人	1,027人	1,111人

○「確保方策」＝既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）《2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		324人	309人	302人	291人	289人
確保 方策	認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		687人	687人	685人	688人	700人
確保 方策	認定こども園	185人	485人	485人	485人	485人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		485人	465人	463人	465人	478人
確保 方策	認定こども園	45人	45人	45人	45人	45人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【市全体（①+②+③）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,496人	1,461人	1,450人	1,444人	1,467人
確保 方策	認定こども園	260人	560人	560人	560人	560人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

(3-2) 1号認定《1号認定の子ども》

【 ①北部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	940人	889人	862人	836人	829人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	1,234人	1,168人	1,134人	1,097人	1,088人
確保 方策	特定教育・保育施設	716人	716人	716人	716人	716人
	確認を受けない 幼稚園	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人

【 ②中部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	1,708人	1,718人	1,704人	1,708人	1,734人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	2,210人	2,220人	2,204人	2,211人	2,249人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,258人	1,443人	1,443人	1,443人	1,443人
	確認を受けない 幼稚園	2,134人	1,764人	1,764人	1,764人	1,764人

【 ③南部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	1,715人	1,650人	1,632人	1,634人	1,678人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	2,155人	2,070人	2,050人	2,054人	2,111人
確保 方策	特定教育・保育施設	700人	700人	700人	700人	700人
	確認を受けない 幼稚園	520人	520人	520人	520人	520人

【 市全体 (①+②+③) 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	4,363人	4,257人	4,198人	4,178人	4,241人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	5,599人	5,458人	5,388人	5,362人	5,448人
確保 方策	特定教育・保育施設	2,674人	2,859人	2,859人	2,859人	2,859人
	確認を受けない 幼稚園	4,614人	4,244人	4,244人	4,244人	4,244人

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

(4) 2号認定（その他）

《2号認定の子どものうち、「2号認定（教育ニーズ）」以外の子ども》

【 ①北部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,285人	1,223人	1,191人	1,155人	1,145人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,067人	1,127人	1,187人	1,187人	1,187人

【 ②中部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,570人	2,582人	2,565人	2,570人	2,607人
確保 方策	特定教育・保育施設	2,726人	2,846人	2,966人	3,086人	3,176人

【 ③南部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,981人	1,909人	1,883人	1,881人	1,932人
確保 方策	特定教育・保育施設	2,403人	2,463人	2,523人	2,553人	2,553人

【 市全体（①+②+③） 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人
確保 方策	特定教育・保育施設	6,196人	6,436人	6,676人	6,826人	6,916人

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

教育・保育全体

【 ①北部 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		940人	889人	862人	836人	829人
	2号認定	教育ニーズ	324人	309人	302人	291人	289人
		その他	1,285人	1,223人	1,191人	1,155人	1,145人
	3号認定（0歳）		270人	266人	265人	268人	268人
	3号認定（1・2歳）		684人	680人	670人	666人	669人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	716人	716人	716人	716人	716人
		2号	1,067人	1,127人	1,187人	1,187人	1,187人
		3号（0歳）	179人	199人	219人	219人	219人
		3号（1・2歳）	529人	569人	609人	609人	609人
	確認を受けない幼稚園		1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人
	認定こども園		30人	30人	30人	30人	30人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	24人	36人	48人	54人	54人
		3号（1・2歳）	95人	119人	143人	155人	155人

【 ②中部 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		1,708人	1,718人	1,704人	1,708人	1,734人
	2号認定	教育ニーズ	687人	687人	685人	688人	700人
		その他	2,570人	2,582人	2,565人	2,570人	2,607人
	3号認定（0歳）		732人	748人	765人	777人	808人
	3号認定（1・2歳）		1,792人	1,811人	1,848人	1,890人	1,931人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	1,258人	1,443人	1,443人	1,443人	1,443人
		2号	2,726人	2,846人	2,966人	3,086人	3,176人
		3号（0歳）	390人	430人	470人	510人	540人
		3号（1・2歳）	1,395人	1,475人	1,555人	1,635人	1,695人
	確認を受けない幼稚園		2,134人	1,764人	1,764人	1,764人	1,764人
	認定こども園		185人	485人	485人	485人	485人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	95人	143人	185人	227人	269人
3号（1・2歳）		318人	414人	498人	582人	666人	

【 ③南部 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		1,715人	1,650人	1,632人	1,634人	1,678人
	2号認定	教育ニーズ	485人	465人	463人	465人	478人
		その他	1,981人	1,909人	1,883人	1,881人	1,932人
	3号認定（0歳）		549人	561人	573人	587人	607人
	3号認定（1・2歳）		1,583人	1,627人	1,649人	1,685人	1,723人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	700人	700人	700人	700人	700人
		2号	2,403人	2,463人	2,523人	2,553人	2,553人
		3号（0歳）	451人	471人	491人	501人	501人
		3号（1・2歳）	1,396人	1,436人	1,476人	1,496人	1,496人
	確認を受けない幼稚園		520人	520人	520人	520人	520人
	認定こども園		45人	45人	45人	45人	45人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	31人	61人	85人	109人	109人
		3号（1・2歳）	134人	194人	242人	290人	290人

【 市全体（①+②+③） 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		4,363人	4,257人	4,198人	4,178人	4,241人
	2号認定	教育ニーズ	1,496人	1,461人	1,450人	1,444人	1,467人
		その他	5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人
	3号認定（0歳）		1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
	3号認定（1・2歳）		4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	2,674人	2,859人	2,859人	2,859人	2,859人
		2号	6,196人	6,436人	6,676人	6,826人	6,916人
		3号（0歳）	1,020人	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人
		3号（1・2歳）	3,320人	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人
	確認を受けない幼稚園		4,614人	4,244人	4,244人	4,244人	4,244人
	認定こども園		260人	560人	560人	560人	560人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	150人	240人	318人	390人	432人
		3号（1・2歳）	547人	727人	883人	1,027人	1,111人

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、実際の待機児童の状況に即して整備を行うため、必要に応じて事業計画を見直し、もっとも適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に取り組み、待機児童を解消します。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について（※1）、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み（※2）、確保方策（※3）を定めます。

（※1）教育・保育提供区域ごとの量の見込み・確保方策の設定について

教育・保育提供区域ごとに量の見込み・確保方策を設定する必要性を勘案し、下記の2条件のいずれかに該当する地域子ども・子育て支援事業については教育・保育提供区域ごとに、その他の事業については市全体で、量の見込み・確保方策を定めます。

- ①利用者が日常的に利用する事業であり、かつ、施設を設置して実施する事業
- ②その他、事業の性質上、教育・保育提供区域ごとの設定が望ましい事業

（※2）「量の見込み」＝令和2年度から5年間の市民ニーズの推計値

市民ニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たったの考え方の詳細は「4 量の見込みの算定に当たったの考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

原則として、受入能力（定員・施設数・供給可能量）をもとに、確保方策を定めます。ただし、受入能力を定めることがなじまない事業については、数値目標や実施体制を定めます。

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

特定型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

○「量の見込み」、「確保方策」＝実施施設数

【 今後の方向性 】

特定型では、市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行い、子育てに対する安心感の醸成に努めます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,320人	1,282人	1,265人	1,247人	1,245人
確保方策	1,515人	1,639人	1,763人	1,777人	1,777人

②中部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,403人	3,438人	3,464人	3,507人	3,584人
確保方策	2,956人	3,186人	3,405人	3,624人	3,807人

③南部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,506人	2,492人	2,499人	2,527人	2,592人
確保方策	2,572人	2,694人	2,805人	2,881人	2,881人

市全体 (①+②+③)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,229人	7,212人	7,228人	7,281人	7,421人
確保方策	7,043人	7,519人	7,973人	8,282人	8,465人

○「量の見込み」=1日あたりの利用者数(実利用者数)

○「確保方策」=1日あたりの供給可能量

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,153人	5,234人	5,308人	5,355人	5,307人
確保方策	5,830人	5,940人	5,940人	5,940人	5,940人

○「量の見込み」=1日あたりの利用者数（実利用者数）

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

【 今後の方向性 】

既設の放課後保育クラブの定員数に加えて、待機児童が発生する地域においては、放課後保育クラブの増設と民間事業者による放課後児童健全育成事業の参入を促進するための施策を検討し、確保に努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	478人	480人	482人	488人	497人
確保方策	478人	480人	482人	488人	497人

○「量の見込み」=1年あたりの延利用者数

○「確保方策」=1年あたりの供給可能量

【 今後の方向性 】

ニーズに対応できるよう、実施施設も含めた事業のあり方等について検討しながら、確保に努めます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育環境を整える事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6件	6件	6件	6件	6件
確保方策	実施機関：市川市こども部こども家庭支援課（委託にて実施（3団体）） 実施体制：20人（委託団体職員）				

○「量の見込み」＝実利用者数

○「確保方策」＝実施体制

【 今後の方向性 】

子どもが安心して生活し健やかに成長することができる環境の整備に向けて、より充実した支援の実現に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		3,655人	3,614人	3,576人	3,575人	3,601人
確保方策	地域子育て支援拠点	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	上記に含まれないこども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②中部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,751人	8,842人	8,960人	9,103人	9,334人
確保方策	地域子育て支援拠点	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	上記に含まれないこども館	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③南部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,354人	8,513人	8,477人	8,796人	9,020人
確保方策	地域子育て支援拠点	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	上記に含まれないこども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

○「量の見込み」＝1月あたりの延利用者数

○「確保方策」＝施設数

市全体 (①+②+③)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		20,760人	20,969人	21,013人	21,474人	21,955人
確保方策	地域子育て支援拠点	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	上記に含まれない こども館	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

○「量の見込み」=1月あたりの延利用者数

○「確保方策」=施設数

【 今後の方向性 】

現行の施設数における利用者数の増加に向けて検討します。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(年間延利用者数)

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	176,131人	171,817人	170,139人	169,351人	172,127人
確保方策	133,760人	140,800人	147,840人	161,920人	176,000人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

就労型預かり保育実施園の拡大及び実施園への時間延長協力依頼を行い、幼児教育の振興と待機児童解消を図っていく。

② ①以外の一時預かり (年間延利用者数)

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32,963人	33,519人	34,164人	34,972人	35,958人
確保方策	35,175人	34,884人	35,175人	35,175人	35,029人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	515人	503人	498人	492人	491人
確保方策	726人	720人	726人	726人	723人

②中部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,083人	1,096人	1,106人	1,120人	1,146人
確保方策	1,296人	1,284人	1,296人	1,296人	1,290人

③南部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	468人	474人	466人	475人	488人
確保方策	484人	480人	484人	484人	482人

市全体（①+②+③）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,066人	2,073人	2,070人	2,087人	2,125人
確保方策	2,506人	2,484人	2,506人	2,506人	2,495人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人
確保方策	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

(11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
確保方策	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
	健診回数14回 実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関等委託 実施時期：妊娠期間				

○「量の見込み」=1年あたりの延利用者数

○「確保方策」=実施体制

【 今後の方向性 】

妊婦数に応じ実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園（新制度移行園を除く）で実費徴収されている給食費（副食費）について、低所得世帯を対象に、在園する園児の保護者に対し、費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	315人	274人	274人	274人	274人
確保方策	315人	274人	274人	274人	274人

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

(3-2) 1号認定

「量の見込み」＝推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

●補正内容

なし

(4) 2号認定（その他）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×2号認定（教育ニーズ）以外の割合

●補正内容

なし

《3 地域子ども・子育て支援事業》

(1) 利用者支援事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

現状と同様、アクス本八幡・行徳支所行徳子育て総合案内の2カ所で開催することとし、定めました。ただし、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施します。

母子保健型：母子保健相談窓口「アイティ」の4ヶ所で開催することとして定めました。

基本型・特定型：「子育てナビ八幡」および「子育てナビ行徳」の2カ所で市内全域を対象に実施、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合
×18時以降の保育を希望する割合

●補正内容

なし

(3) 放課後児童健全育成事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×放課後保育クラブを週3日以上利用希望する割合

●補正内容

週1日以上の利用希望も含めて算定しました。

(4) 子育て短期支援事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×子育て短期支援事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

●補正内容

必要日数について、ニーズ調査より得られた値が、実際の利用状況と比較し非常に高いため、一部区域の日数を、全区域の平均（未就学：5日、小学生：4日）で算出しました。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

平成28年度から平成30年度までの出生数の平均を「量の見込み」としました。

(6) 養育支援訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

実績をもとに決めました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×地域子育て支援拠点事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

- ・専業主婦等世帯の児童について、ニーズ調査から得られた専業主婦等世帯の児童の見込み量をそのまま採用する。
- ・共働き等世帯の児童について、休日の利用が主として想定されるため、利用希望の割合から算出した利用見込み者数に、利用希望日数の月平均4日乗じる。
- ・上記の二つの算出数値を合わせて、量の見込みとする。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【1号認定の利用】

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝1号認定該当者×一時預かり・預かり保育事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

なし

【2号認定の利用】

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝2号認定（教育ニーズ）該当者×就労日数の平均
※2号認定（教育ニーズ）該当者が、全員、就労するすべての日に預かり保育を利用することを想定した算出

●補正内容

就労日数の平均については、市民ニーズ調査によるデータではなく、就労支援のための預かり保育の1人当たり平均利用日数（週2.5日）を用いて算定しました。

② 「①」以外の一時預かり

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×不規則の預かり事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均
－（8）①1号認定の利用の「量の見込み」

※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、休日養護・夜間養護分を合わせた「量の見込み」が算定される。

●補正内容

- ・保育の認定該当者は、通常保育を受けながら一時預かりを利用することは想定しにくいことを考慮し補正しました。
- ・利用を希望しているのは、主に幼稚園・保育園に入る前の0～2歳の在宅子育て世帯であることから対象を絞って算出しました。
- ・一時預かり事業とファミリー・サポート・センターのニーズと一緒に算出されているため、区分して算出しました。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き家庭等）×病児保育事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

※直近1年間の対応から、下記3つの場合を、病児・病後児保育事業の利用が必要な場合として算定

- ①両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい
- ②病児・病後児保育を利用した
- ③仕方なく子どもだけで留守番させた

●補正内容

- ・直近1年間の対応として、「両親のいずれかが休むことができた」かつ「できれば病後・病後児保育を利用したい」と回答した者は補正をしました。
- ・ひとり親家庭の場合は、両親ともにいる場合と比べ、仕事を休むという対応がとりづらいため、量の見込みに含みました。
- ・必要日数の平均については、9日として算出しました。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

①就学前児童

(6)の方法で一時預かり事業、休日養護・夜間養護と合わせた「量の見込み」を算定

②小学生

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）
×放課後のファミリー・サポート・センター事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

- ・事業の利用希望の割合から「希望の見込み数」を算出します。
- ・この事業は、安心のため登録する方が多く、実績では登録者の内、約20%しか事業を利用していない。今後制度を安心して積極的に利用してもらえるよう周知、利用率の向上をめざし、30%にすると想定し、「希望者の見込み数」に乘じ、「利用の見込み数」を算出します。
- ・利用の見込み数に対し、利用希望の年間平均日数(未就学児：7.6日、就学児：9.2日)を乘じて年間の利用見込み数を算出しました。

(11) 妊婦健診

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

平成28年度から平成30年度までの受診人数の平均を「量の見込み」としました。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

実績をもとに決めました。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.8 認定こども園の普及促進事業》

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ・幼児期の教育及び保育の重要性や子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、2019年5月に子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

これを受けて、幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料に対し、「子育てのための施設等利用給付」を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.42 子育てのための施設等利用給付》

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設 又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

①子育てナビによる情報提供・相談支援の実施

市川市では現在、本八幡と行徳の2ヵ所で子育てナビを設置し、主に保護者の就学前の教育・保育ニーズに対応する情報提供・相談支援を実施しています。子ども・子育て支援新制度開始後は、多様な施設・事業から保護者が教育・保育施設等を選択することとなり、これまで以上に保護者に対する情報提供・相談支援の重要性が増します。産後休業・育児休業中の保護者も含めたより多くの保護者に利用していただくため、子育てナビに関する広報・周知を行っていくとともに、出張子育てナビも実施していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.36 利用者支援事業》

②「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備

市川市では、下表のとおり、今後も保育需要が高まることが推計されています。保護者が保育事業を利用するために育児休業を希望より早く切り上げるような状況を生まないう、 「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備を計画的に進めていきます。

《保育認定該当者の現状と推計（＝量の見込み）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
1・2歳	4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
3～5歳	5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人

《関連する進行管理事業・・・No.6 特定教育・保育施設の整備
No.7 特定地域型保育事業の整備》

③利用調整による産後休業・育児休業からの復職に関する配慮

②に記載する整備が進むまでの当面の間についても、保育に関する利用調整において産後休業・育児休業からの復職について配慮することにより、産後休業・育児休業を取得することが不利に働かないようにします。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会で支援している世帯は、市川市では平成27年度418世帯であったのに対し、平成30年度は451世帯となり、増加傾向にあります。こうした現状を踏まえ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、「関係機関との連携の強化」、「虐待予防活動の強化」の2点を軸に取り組みを進めます。

①関係機関との連携の強化

市川市では要保護児童対策地域協議会の「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、下記のとおり幅広い関係者の参加を得ています。今後も、当会議を通じて、各関係機関と情報を共有するとともに連携を強化していきます。

《市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議 関係機関》

○千葉県法務局市川支局	○千葉県市川警察署
○千葉県行徳警察署	○市川児童相談所
○千葉県女性サポートセンター	○市川健康福祉センター
○中核地域生活支援センター がじゅまる	○市川市社会福祉協議会
○市川市自立支援協議会	○市川市医師会
○市川市歯科医師会	○市川市介護保険事業者連絡協議会
○市川人権擁護委員協議会	○市川市民生委員児童委員協議会
○市川市保健推進協議会	○市川市青少年相談員連絡協議会
○千葉県弁護士会京葉支部	○市川市・市川市教育委員会 関係各部

また、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」への参加に加え、下記のとおり各関係機関と連携をしていきます。

(ア) 保育園・幼稚園、学校、民生委員・児童委員、医療機関、市保健センター等との連携

保育や教育の現場、地域、病院、乳児家庭全戸訪問事業による訪問、などそれぞれの活動の場の中で、児童虐待の疑いがある子どもや養育支援を必要とする子どもなどを把握した場合には、市こども家庭支援課に通報するよう依頼し、早期発見・早期対応のための連携をしていきます。また、こうした関係機関に対し、講演会・説明会の開催、虐待対策マニュアルの配布など、連携のために必要な周知活動も行います。

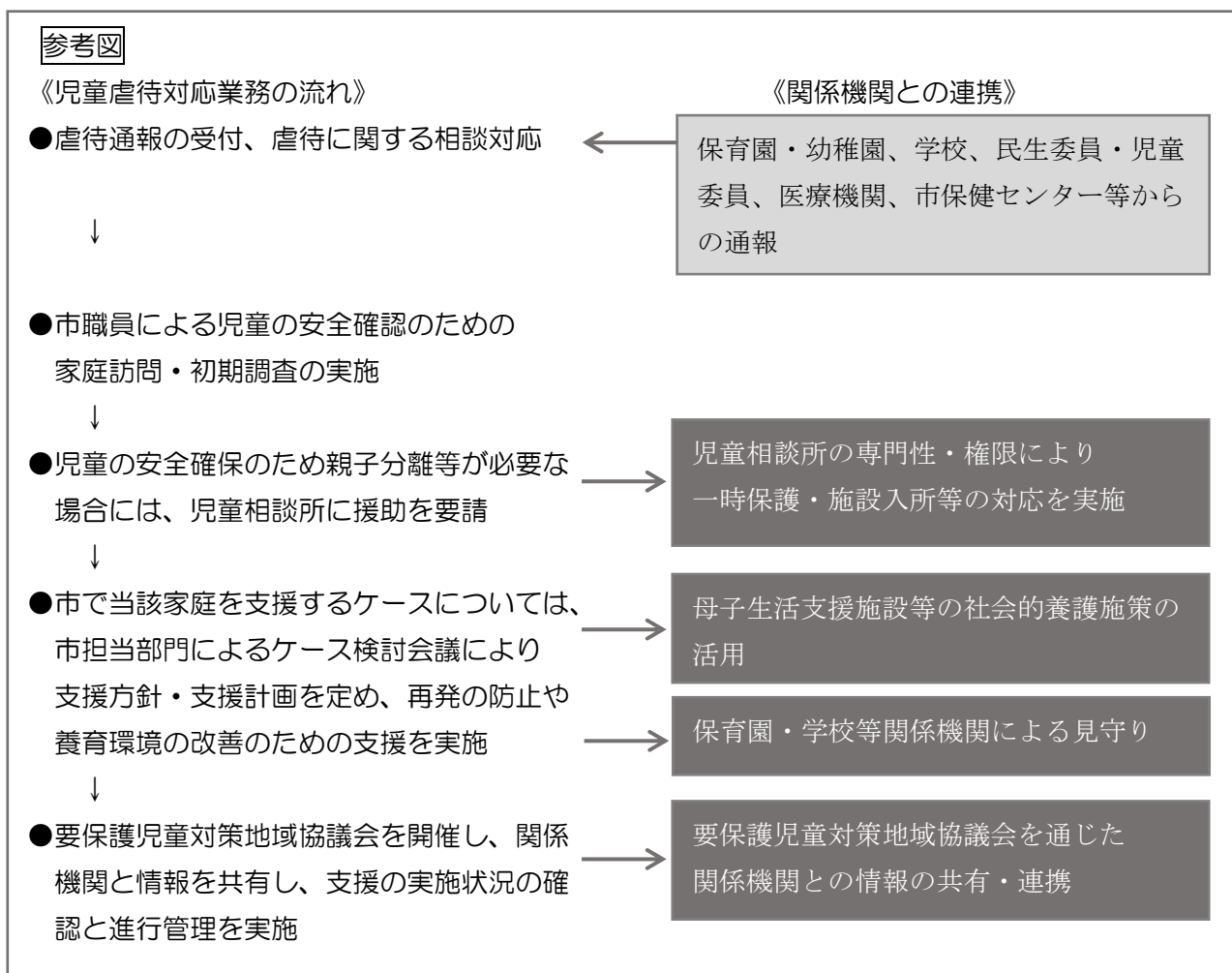
(イ) 千葉県（児童相談所）との連携

虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、児童相談所に援助を要請します。

(ウ) 社会的養護施策との連携

虐待通報を受けた中で、市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育園等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましい場合には児童福祉施設における子育て短期支援事業の利用、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要な場合には母子生活支援施設への入所、など社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

《関連する進行管理事業・・・No.60 要保護児童への支援事業
(要保護児童対策地域協議会)》



(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

市川市においては、就学前児童・小学生のいる世帯のうち、6%程度が母子家庭または父子家庭であると推計されます(※)。母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、に沿い、母子家庭・父子家庭の保護者に対し下記の取り組みを行い、自立支援を推進します。

(※市民ニーズ調査の結果より)

①子育て・生活支援策

必要に応じ、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業の利用を勧める、母子生活支援施設へ保護するなどの対応をとります。また、保育に関する利用調整においては、母子家庭・父子家庭の利用について配慮します。

《関連する進行管理事業・・・No.17 こどもショートステイ事業
(子育て短期支援事業)

No.22 ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)》

②就業支援策

母子自立支援員が母子家庭・父子家庭の保護者の相談に応じ、相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成するほか、自主的に職業能力の開発を行う場合に給付金を支給します。

《関連する進行管理事業・・・No.68 ひとり親家庭自立支援事業》

③養育費の確保方策

母子自立支援員が相談に応じるとともに、必要に応じ、弁護士や養育費相談支援センターへの紹介を行います。

④経済的支援策

児童扶養手当を支給するとともに、千葉県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する初期相談・受付を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.62、63 児童扶養手当(母子家庭、父子家庭)》

(3) 障がい児施策の充実等

市川市では、発達に課題をもつ子ども・子育て家庭への支援として、就学前の子どもについてはこども発達センターが中心となり、小学生以上の子どもについては教育委員会が中心となり、各種施策を実施しています。今後も下記の取り組みにより支援を充実させていきます。

①関係機関との連携

発達の課題をもつ子ども・子育て家庭への支援にあたっては、子ども・保健・福祉・教育等の各種施策の連携が必要です。市役所の関係部門が情報を共有し、意見交換をする会議を定期的を開催することなどにより、連携を図ります。また、こども発達センターにおける相談の中でも、就学相談については、特に教育委員会との緊密な連携を行うほか、就学後の子どもの相談については教育センターでの相談を中心としながら、必要に応じて千葉県発達障害者支援センターCASへの斡旋を行うなど、ライフステージに応じた切れ目ない支援に努めます。また、保護者の希望に応じ、個別の教育支援計画である「市川スマイルプラン」を作成し、関係者が必要な支援について共通理解のもと協力し、一貫した支援を行います。

②相談体制の充実

子どもの発達については、こども発達センター、教育センター、障がい者支援課が中心となって相談・支援を行います。また、障害児通所支援を利用するすべての方を対象に、子ども・保護者の意向を踏まえて障害児支援利用計画を作成します（障害児相談支援）。

《関連する進行管理事業・・・No.69 こども発達相談室事業》

③専門的な療育の提供

こども発達センター内のおひさまキッズにおいては運動発達に課題をもつ子どもについて、あおぞらキッズ及びこども発達センター分館のそよかぜキッズにおいては行動・情緒などに課題をもつ子どもについて、特性に合わせた遊び・生活面の保育指導や専門職員による個別指導により、機能訓練および生活支援を推進します。また、市内にある民間の児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービスを行っている各事業所と連携しながら、発達に課題のある子どもへの支援の質を向上していくように努めます。

④幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れ・支援

ひまわり学級が設置されている公立幼稚園において、支援を必要とする子どもに特別支援を提供していきます。地域への支援として、公立・私立幼稚園については、幼児教育相談員が、職員への指導・助言、保護者への相談対応を行います。保育園については、現行においても発達相談室の専門職員が巡回し、職員への指導・助言を行っています。また保護者からの依頼により、保育園等を訪問し、発達に課題をもつ子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。これらの取り組みにより、子どもが身近な地域で安心して教育・保育を受けられるよう支援を充実させます。

《関連する進行管理事業・・・No.71 発達障害児保育（保育園）
No.72 幼児教育相談》

⑤幼稚園教諭・保育士等への支援

幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れを支援するため、幼稚園教諭・保育士・学校教諭等を対象として、『発達障がいの理解と支援のための研修』を開催するとともに、あおぞらキッズの見学を通して療育場面での工夫などを紹介する機会を設けています。

《関連する進行管理事業・・・No.70 発達障がいの理解と支援のための研修》

⑥シンポジウムの開催

発達障がい児に関するシンポジウムを開催し、社会的な理解の促進と、関係者・保護者の支援を図ります。

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と子育ての両立のため、保育・放課後健全育成事業について「量の見込み」に対応し、計画的に整備を進めていくほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため以下の2つの取り組みを進めていきます。

①雇用促進奨励金の実施

母子家庭の母等の雇用を促進するため、公共職業安定所の紹介等で母子家庭の母等を雇用した事業主に対して奨励金を交付する、雇用促進奨励金を引き続き行い、仕事と子育ての両立が可能となる環境作りに努めます。

《関連する進行管理事業・・・No.73 雇用促進奨励金(母子家庭の母等)》

②「いちかわ子育て応援企業」認定制度の充実

市川市では平成22年度より、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定しています。認定企業数の増加を図り裾野を広げていくとともに、現在認定を受けている企業に対する取り組み充実のための支援や社会的評価の向上も図り、企業による子ども・子育て支援の取り組みの促進に取り組めます。

《関連する進行管理事業・・・No.74 いちかわ子育て応援企業認定事業》

《いちかわ子育て応援企業》

●認定対象

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う、市内に事業所（本店・支店・営業所等）がある事業主

●認定基準等

認定を受けるためには、項目の内2つ以上を満たすことが必要

(1) 一般事業主行動計画（※）を策定していること

※次世代育成支援対策推進法で従業員101人以上の企業に策定等が義務付けられている、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等について定める計画

(2) 子どもの企業見学の受け入れ

(3) 学校の職場体験への協力

(4) 市川市家族の週間への参加・協力

(5) 子どもや子育て中の家族を対象としたイベント・講座の開催

(6) 従業員による子どもに関するボランティア活動の奨励や支援

(7) 託児室、授乳コーナー、ベビーキープの設置されたトイレ等を事業所内に設置

(8) 子育てに関連する施設への寄付

(9) その他、子育てに関する活動

●認定企業数 51社（令和元年11月1日時点）

●認定企業紹介ホームページ

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi01/1111000042.html>





第5章 計画の展開

1 進行管理計画

本章では、第1期子ども・子育て支援事業計画から継続して、本計画で主体的に進行管理する事業を掲載します。4章で記載のある、子ども・子育て支援法に基づく事業も含め、合計75事業について、数値目標を設定し、進捗状況を管理、評価していきます。

《進行管理計画》

施策の方向の目標

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	各事業の数値目標の達成率の平均	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	14の施策の方向に対する満足度	市民評価	市民評価の向上	2,4,6年度

施策の方向の目標では、「各事業の数値目標の達成率の平均（アウトプット指標）」および「施策の方向全体を通してどのような効果が得られたのか、またどのように市民の満足度が向上したのか」という視点での評価指標（アウトカム指標）」の両方を設定し、評価します。

■進行管理事業

事業名	(所管課)				
事業概要					
数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用者数（延べ） ●人	●人	●人	●人	●人

注：（実）は実数、（延）は延べ数を表す。

基本目標 I

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実

施策の方向（1）子どもの権利保障のための取り組みの充実

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。



いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校と保護者及びその他の関係機関との連携を強化し、一丸となっていじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進します。

また、子どもの意見が、市政からイベントまでさまざまなところに反映されるよう、子ども委員会をはじめとした、子どもたちが意見を発信できる機会や場の提供、そのための仕組みづくりを行い、「子どもの参画」を推進していきます。

事業名	1. 子どもの権利保障啓発事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	家族の日のイベント、市民向け講演会や関連機関等に対する研修会、および児童虐待予防と親子関係の改善をめざし、開催する講演会等にて、リーフレット、啓発物の配布を通じ、児童虐待の予防及び子どもの権利保障についての周知を図っていきます。				
数値目標	リーフレットの配布				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9,000枚	9,000枚	9,000枚	9,000枚	9,000枚
	主なイベント及び講演会の実施				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10回	10回	10回	10回	10回

事業名	2. 子ども実行委員会設置事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	子ども自身が意見を表明し、参加して、子ども自身が望む遊びや体験を実現させるため、子ども実行委員会を設置します。子ども実行委員会では、定期的に会議を開催し、こども館の主催するイベントや行事をつくりあげていきます。また、他課との連携を通して、実行委員活動の充実をはかります。				
数値目標	実行委員 (延べ)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	150人	180人	180人	210人	210人
	実行委員会議 (延べ)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	30回	36回	36回	42回	42回
	イベント等の実施 (実行委員会が作るイベント・行事)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5回	6回	6回	7回	7回

施策の方向 (2) 子どもの居場所の充実

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げる上では、子どもの時からさまざまなことを経験することが望まれます。このため、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

子どもたちの積極的な活動を支援するため、放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保、およびそれを支える地域の仕組みを整備していきます。

事業名	3. 放課後保育クラブ運営事業 (放課後児童健全育成事業) (青少年育成課)				
事業概要	放課後保育クラブでは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊び及び生活の場を提供し健全育成を図ります。今後も小学校の余裕教室等を利用し、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向け整備を推進していきます。また、待機児童が発生する地域において、補助金制度を活用し、民間事業者による放課後児童健全育成事業の参入を促します。				
数値目標	定員数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,830人	5,940人	5,940人	5,940人	5,940人

事業名	4. 子どもの居場所づくり事業（ピーイング） （学校地域連携推進課）				
事業概要	<p>市川市立学校の図書館、体育館、使用していない教室等を活用して、授業の終了後等に、すべての子どもが安全に安心して活動することができる場所を確保し、学習の支援、スポーツ、書道その他の活動、地域と学校との交流活動等の機会を継続的に提供します。また、すべての放課後子ども教室において、放課後保育クラブと連携し、一体型の運営を行います。なお、放課後保育クラブとの一体型の運営に関する方策及び放課後子ども教室の実施場所となる学校施設の活用に関する方策については、教育委員会にて適宜協議を行います。</p> <p>※一体型の放課後保育クラブ運営事業及び子どもの居場所づくり事業とは、厚生労働省及び文部科学省から発表された、『新・放課後子ども総合プラン』について」において定められている、放課後児童クラブ及び放課後子供教室（本市でいう放課後保育クラブ運営事業及び子どもの居場所づくり事業）の一体型の運営に則った運営（すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）をいう。</p>				
数値目標	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	15ヶ所	27ヶ所	39ヶ所	39ヶ所	39ヶ所

事業名	5. こども館運営事業（小学生～18歳未満） （こども家庭支援課）				
事業概要	<p>児童福祉法に基づく児童館とそれに準ずる施設を設置し、児童の健全育成のため、遊びの提供を行うとともに児童の居場所をつくり、問題の発見と予防のための相談・情報提供を行います。</p> <p>また、仲間づくりや協調性を育成するための集団あそび、さまざまな体験のできる各種講座等を実施します。</p>				
数値目標	利用者人数（小学生）（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	84,500人	87,250人	87,500人	87,750人	88,000人
	利用者人数（中・高校生）（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,500人	19,250人	19,500人	19,750人	20,000人
	施設数				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	

基本目標 2

乳幼児期の教育・保育の充実

施策の方向（3）特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備・・・

待機児童解消のため、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を計画的に整備していきます。また、保育ニーズを適切に見込みながら、保育士を安定的に確保するため保育士の質の向上に向けた取り組みを推進します。

事業名	6. 特定教育・保育施設の整備 (こども施設計画課)				
事業概要	教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、教育・保育施設の整備を推進していきます。				
数値目標	3号認定（0歳）の定員数（当該年度整備分も含む）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人	1,260人
	3号認定（1・2歳）の定員数（当該年度整備分も含む）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人	3,800人
	2号認定の定員数（当該年度整備分も含む）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,436人	6,676人	6,826人	6,916人	6,916人

事業名	7. 特定地域型保育事業の整備 (こども施設計画課)				
事業概要	保育に関する「量の見込み」に応じ、地域型保育事業の整備を推進していきます。				
数値目標	3号認定（0歳）の定員数（当該年度整備分も含む）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	240人	318人	390人	432人	432人
	3号認定（1・2歳）の定員数（当該年度整備分も含む）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	727人	883人	1,027人	1,111人	1,111人

施策の方向（４）乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進・・・・・・・・

認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行希望等の設置者の意向を尊重した相談支援を行います。

従来の幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼保小連携に関する取り組みのさらなる充実のため、情報提供の強化、支援体制の確保を図っていきます。

事業名	8. 認定こども園の普及促進 (こども施設計画課)				
事業概要	幼稚園・保育園の移行による認定こども園の普及を図ります。				
数値目標	認定こども園施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9ヵ所	12ヵ所	12ヵ所	12ヵ所	12ヵ所

基本目標 3 地域における子育て支援の充実

施策の方向（5）多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実・・・

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

多様なライフスタイルに合わせて円滑に保育サービスを利用できるよう、情報提供を行なうとともに、個人の希望や必要性に合った子育てサービスの拡充を図ります。

また、子どもの安全を守るため防犯・安全対策を強化します。

事業名	9. 時間外保育事業（延長保育事業）（こども施設運営課）				
事業概要	認可保育園等において、平日および土曜日の通常保育時間を超えて保育サービスを実施します。				
数値目標	利用者数（1日あたり）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,229人	7,212人	7,228人	7,281人	7,421人

事業名	10. 休日保育事業（こども施設運営課）				
事業概要	日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育園で休日保育を実施します。				
数値目標	利用者数（延べ）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	83人	83人	83人	83人	83人
	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所

事業名	11. 一時預かり事業（こども施設運営課）				
事業概要	パートタイムなどの短期就労や保護者の出産・疾病、リフレッシュ等による一時的な保育ニーズに応えるため、一時預かり・特定保育を実施します。今後は、一時預かり・特定保育事業をニーズにあわせて拡大していきます。				
数値目標	利用者（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	32,963人	33,519人	34,164人	34,972人	35,958人

事業名	12. 預かり保育事業（幼稚園）（こども施設入園課）				
事業概要	保護者のリフレッシュや就労等を支援するため、幼稚園の保育時間終了後における預かり保育を実施します。				
数値目標	利用者（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	133,760人	140,800人	147,840人	161,920人	176,000人

事業名	13. 病児・病後児保育事業（こども施設運営課）				
事業概要	子どもが病気回復期のため、通常通り保育園等を利用できない場合、医療機関等に併設された保育施設で一時的に保育を実施します。今後は、医療機関を中心に受け入れ施設を整備していきます。				
数値目標	利用者（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,066人	2,073人	2,070人	2,087人	2,125人

事業名	14. 認可外保育園園児補助金（こども施設入園課）				
事業概要	待機児童の解消を含めた多様なニーズへの対応など認可外保育園の特徴を活かした保育サービスを活用していくため、認可外保育園に通う保護者へ補助金を交付し、経済的負担を軽減します。				
数値目標	支給件数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人

事業名	15. 保育園の第三者機関評価事業（こども施設運営課）				
事業概要	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。また、評価結果を認可保育園全体のものとして改善に取り組み、保育の質の向上を図ります。評価結果は、ホームページ等で広く公開します。				
数値目標	第三者評価機関による審査・評価の実施（各年度内に実施する施設数）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5カ所/年	5カ所/年	5カ所/年	5カ所/年	5カ所/年

事業名	16. 新規参入施設等への巡回支援（こども施設運営課）				
事業概要	新規保育施設に対して、公立保育園園長経験者が、保育施設の現場に出向き、『市川保育のガイドライン』を示し『市川市新設保育園運営支援指針』に基づき基本、開設前から1年間にわたり支援を行い、市川市の保育の質の担保を図るもの。また、1年後においても課題がある場合は、安定的な運営ができるまで支援を行う。				
数値目標	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	23施設	21施設	17施設	10施設	0施設
	支援回数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
138回	126回	102回	60回	0回	

事業名	17. こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）（こども家庭支援課）				
事業概要	保護者の疾病・出産・出張等により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難となった場合、宿泊施設で子どもを預かるサービスを実施します。				
数値目標	利用者（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	320人	320人	320人	320人	320人

事業名	18. 子育て支援施設等の職員に対する防犯研修（こども家庭支援課・こども施設運営課・青少年育成課）				
事業概要	子育て支援施設等に勤務する職員等に対し防犯・安全対策についての研修を行い、緊急時に子どもを守るための知識や行動について指導します。				
数値目標	研修回数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6回	6回	6回	6回	6回

施策の方向（6）地域の子育て力向上のための支援の充実・・・・・・・・

子育ての負担や孤立感を軽減し、安心感や充足感を得られる子育て環境の整備に努めます。

行政と関係機関が連携し、妊娠・出産期からの切れ目の無い支援・情報の提供を行なっていきます。

地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

事業名	19. 地域子育て支援センター事業（こども家庭支援課）				
事業概要	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の推進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。				
数値目標	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	11カ所	11カ所	11カ所	11カ所	11カ所
	利用者数（延べ）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	97,868人	98,853人	99,061人	101,234人	103,502人

事業名	20. 親子つどいの広場事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。				
数値目標	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
	利用者数(延べ)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	45,000人	45,000人	45,000人	45,000人	45,000人

事業名	21. こども館運営事業(小学校就学前まで) (こども家庭支援課)				
事業概要	児童福祉法にもとづく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う乳幼児親子の居場所とするとともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の関係づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進のための父親支援、親育ち・親の子育て力向上のための各種講演会等を実施します。				
数値目標	利用者数(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	107,000人	112,250人	112,500人	112,750人	113,000人
	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	14カ所	14カ所	14カ所	14カ所	14カ所
	行事・イベント				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	4,220回	4,300回	4,300回	4,300回	4,300回

事業名	22. ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。引き続き、協力・両方会員の確保を図っていきます。				
数値目標	利用者(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人

事業名	23. 産後家庭ホームヘルプサービス (こども家庭支援課)				
事業概要	核家族で保護者の親族や近隣からの支援が十分に得られない家庭にあって、特に保護者が産後で一時的に家事、育児ができないとき、ヘルパーを派遣して、支援していきます。				
数値目標	登録者数 (延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	230人	230人	230人	230人	230人

事業名	24. すこやか応援隊事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	すこやかな親子の育ちを目的として、市内のさまざまな地域に出向き、訪問・相談・情報提供などの活動を実施し、一人ひとりに合った支援をコーディネートしていく中で、地域に根ざした子育て支援を進めていきます。				
数値目標	利用件数 (延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人

事業名	25. 子育てサークル育成事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	子育てにかかわるサークル活動を行っている団体について、登録制によって活動を支援するとともに、ホームページ等により広く情報を公開することで市民活動の活性化を図ります。				
数値目標	登録サークル				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	45団体	45団体	45団体	45団体	45団体

事業名	26. いちかわ子育て支援ボランティア養成事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	地域で子育て支援を行いたいボランティアを養成するため、「子育て支援ボランティア養成講習会」を開催するとともに、修了後の活動をコーディネートすることによって、地域の子育て力の向上を図っていきます。				
数値目標	受講者数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	30人	30人	30人	30人	30人
	講習会の開催				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2回	2回	2回	2回	2回	

事業名	27. 青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	こども館における健全育成活動の一環として、児童生徒が乳幼児親子とのふれあい・育児体験をすることにより、命の大切さ・親子の絆を学ぶ活動を実施します。				
数値目標	実施回数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	40回	40回	40回	40回	40回
	参加者数(小学生)(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10人	10人	10人	10人	10人
	参加者数(中・高校生)(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	650人	650人	650人	650人	650人
	参加者数(乳幼児親子)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	850人	850人	850人	850人	850人

事業名	28. 保育園での子育て支援(地域交流) (こども施設運営課)				
事業概要	保育園の地域交流として、保育園に通園していない未就学児童等を含め、園庭開放、親子のふれあい遊びの支援等を行い、保育園と地域および地域住民同士の交流を図ります。				
数値目標	参加者(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12,478人	12,478人	12,478人	12,478人	12,478人
	地域交流の実施				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	755回	755回	755回	755回	755回
	実施施設				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	61ヵ所	61ヵ所	61ヵ所	61ヵ所	61ヵ所

事業名	29. 幼稚園での子育て支援（園庭開放）					（こども施設運営課）
事業概要	幼稚園の地域交流として、幼稚園に通園していない未就学児童を対象に、園庭を解放し、親子で遊んだり、育児について親同士が話し合える場とします。また、育児についての不安や悩みを受け止め、子育て支援の場とします。					
数値目標	園庭開放の実施数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	473回	473回	473回	473回	473回	
	園庭開放の実施施設					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	6ヵ所	

事業名	30. 中高年ボランティア事業（保育園）					（こども施設運営課）
事業概要	社会を担ってきた中高年を保育ボランティアとして受け入れ、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、草木の世話等を通じて、保育園児との世代間交流を図ります。					
数値目標	ボランティア登録者数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	59人	59人	59人	59人	59人	
	活動件数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	1,531回	1,531回	1,531回	1,531回	1,531回	
	実施施設					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所		

事業名	31. マイ保育園登録制度事業					（こども施設運営課）
事業概要	地域で継続した子育て支援を実施し、産前産後うつや育児不安などを解消していくため、身近な保育園に登録して、妊婦時代には子育て体験、産後は育児相談や地域との交流などの支援を保育園で実施していきます。					
数値目標	登録者数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	237人	237人	237人	237人	237人	
	実施施設					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所	23ヵ所		

事業名	32. 青空子ども広場事業 (公園緑地課)				
事業概要	就学前の子どもが伸び伸びと遊べる「青空子ども広場」を公園の少ない地域等に設置する。				
数値目標	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所

施策の方向（7）子育て相談・情報提供の充実・・・・・・・・

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な知識を有する職員を配置し相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、紙以外のさまざまな媒体を活用し、欲しい情報がすぐ手に入る手法を検討し、情報を発信していきます。

事業名	33. 子ども家庭支援センター事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。				
数値目標	問合せ・相談件数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,500件	6,500件	6,500件	6,500件	6,500件

事業名	34. 子育てガイドブック (こども家庭支援課)				
事業概要	本市における子ども・子育てに関する保健・福祉・教育・医療などの情報を網羅した情報誌を隔年で発行し、子育てにかかる行政の総合的な情報をわかりやすく提供します。				
数値目標	発行部数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	20,000冊	—	20,000冊	—	20,000冊

事業名	35. 子育て応援サイト事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	子育て応援サイト「いちかわっこWEB」により、行政情報のみならず、NPOやサークル等によって実施されているさまざまな子育て支援に関する民間情報を提供します。				
数値目標	アクセス数（月平均）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

事業名	35. 子育て応援サイト事業 (こども家庭支援課)				
	12,000件	12,250件	12,500件	12,750件	13,000件

事業名	36. 利用者支援事業 (こども施設入園課)				
事業概要	幼稚園、保育園等の子育て関係機関と連絡調整や情報収集を行い、幼稚園、保育園等の紹介や申請方法等をご案内するとともに、就学前の子どもの所属先についての情報を幅広く提供していきます。また、「出張子育てナビ」として地域に出向き、利用者支援のサービスを展開します。				
数値目標	実施箇所数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	子育てナビ利用者数(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人	9,000人
	出張子育てナビ利用者数(延)				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
600人	600人	600人	600人	600人	

施策の方向(8) 経済支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給または助成を実施します。

事業名	37. 児童手当 (こども福祉課)				
事業概要	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。				
数値目標	受給児童数(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	700,000人	700,000人	700,000人	700,000人	700,000人

事業名	38. 子ども医療費助成 (こども福祉課)				
事業概要	子どもの健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費(保険適用分)の一部を助成します。				
数値目標	助成対象者数(実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	59,135人	59,135人	59,135人	59,135人	59,135人

事業名	39. 幼稚園類似施設園児補助金 (こども施設入園課)				
事業概要	幼稚園類似施設を利用する保護者の経済的負担軽減を図るため、所得区分に応じて補助金を交付します。				

事業名	39. 幼稚園類似施設園児補助金 (こども施設入園課)				
数値目標	受給者数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	200人	200人	200人	200人	200人

事業名	40. 保護児童生徒援助費 (就学支援課)				
事業概要	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な費用の一部を援助します。				
数値目標	認定者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人	2,700人

事業名	41. 特別支援教育就学奨励費 (就学支援課)				
事業概要	特別支援学級および通級指導教室に通学している児童・生徒の保護者に対し、就学に要する費用の一部を支給します。				
数値目標	認定者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	330人	330人	330人	330人	330人

事業名	42. 子育てのための施設等利用給付 (こども施設入園課)				
事業概要	幼児教育の無償化の対象となる幼稚園(新制度移行園を除く)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を利用している児童の保護者の経済的な負担軽減を目的に国の定めた額を上限として給付金を交付します。				
数値目標	受給者数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,850人	3,571人	3,571人	3,571人	3,571人

事業名	43. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (こども施設入園課)				
事業概要	新制度未移行園における、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降(小学校第3学年終了前の子どもから数えて)の子どもに対して給食費の一部を補助します。				
数値目標	受給者数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	315人	274人	274人	274人	274人

基本目標 4 子どもと子育て家庭の健康づくり

施策の方向（9）母子保健の充実・・・・・・・・

不妊による心の悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもと触れ合う機会が少なくなってきたことなどが原因で、心にさまざまな問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

事業名	44. 利用者支援事業（母子保健型） （保健センター健康支援課）				
事業概要	妊娠・出産・子育てに対する安心感を醸成し、児童虐待の発生予防につなげるため、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う窓口を設置し、妊娠届出時の相談や子育て・健康相談に保健師等が対応する。				
数値目標	①母子保健相談窓口来所件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5,500人	5,500人	5,500人	5,500人	5,500人

事業名	45. 妊婦・乳幼児健康診査事業 （保健センター健康支援課）				
事業概要	妊婦・乳児に対して一般健康診査を医療機関に委託して実施し、異常の有無を早期に把握し適切な指導を行い、健康の保持増進を図ります。これについては、母子健康手帳発行時に受診票を配布して費用助成を行います。また、1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、精神的・身体的発育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、幼児の健全な発育・発達を促します。				
数値目標	①受診回数（妊婦一般健康診査）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	14回	14回	14回	14回	14回
	②受診回数（乳児一般健康診査）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2回	2回	2回	2回	2回
	③実施回数（1歳6か月児健康診査）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	48回	48回	48回	48回	48回
	④実施回数（3歳児健康診査）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	48回	48回	48回	48回	48回

事業名	46. 母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（保健センター健康支援課）				
事業概要	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、地区担当保健師が対応します。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊婦訪問、出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行います。				
数値目標	利用者数（実）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人

事業名	47. 保健推進員活動事業（保健センター健康支援課）				
事業概要	保健推進員が全戸訪問を行い、市民と行政のパイプ役として保健事業のPR、健康相談窓口の案内、保護者に対する4か月赤ちゃん講座への参加の呼びかけ等を行い、市民の健康の保持・増進が図られるよう支援活動を推進します。				
数値目標	保健推進員				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	150人	150人	150人	150人	150人
	訪問対象件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人

事業名	48. プレ親学級（保健センター健康支援課）				
事業概要	初めて出産を経験する家庭が安心して出産を迎えられるように、妊娠中の過ごし方・栄養・出産・育児についての講義や沐浴実習等を実施します。				
数値目標	プレ親学級参加者数（妻・夫）（延） 2ヶ所で実施				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,788人	2,788人	2,788人	2,788人	2,788人

事業名	49. 4か月赤ちゃん講座（保健センター健康支援課）				
事業概要	疾病の早期発見・健康保持を図るための支援として、集団で発育、発達、基本的な生活習慣および離乳食の進め方等の講義、計測、個別相談を実施します。また、保護者の育児に関する孤立化の防止を支援します。				
数値目標	参加組数（実）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,000組	3,000組	3,000組	3,000組	3,000組
	開催回数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	84回	84回	84回	84回	84回

事業名	50. 離乳食教室（1回食・2回食） （保健センター健康支援課）				
事業概要	乳幼児の健やかな成長をめざし、保護者の育児に対する不安を軽減するため、離乳食（1回食・2回食）の進め方の講義と実演・試食を実施します。				
数値目標	参加者数（1回食）（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人
	開催回数（1回食）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	58回	58回	58回	58回	58回
	参加者数（2回食）（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
	開催回数（2回食）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
56回	56回	56回	56回	56回	

事業名	51. 妊婦栄養教育 （保健センター健康支援課）				
事業概要	妊娠中の食生活について、夫婦一緒に学ぶことをきっかけに、妊婦自身の健康と生まれてく赤ちゃんを含めた家族の健康づくりにつなげるため、講義、グループワーク、調理実習等を実施します。				
数値目標	参加者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	550人	550人	550人	550人	550人
	開催回数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
24回	24回	24回	24回	24回	

事業名	52. 妊婦歯科健診・歯みがきレッスン （保健センター健康支援課）				
事業概要	妊婦歯科健診：指定歯科医院にて個別健診を行う。 歯みがきレッスン：歯みがき指導や個別相談を実施する。				
数値目標	妊婦歯科健診参加者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	歯みがきレッスン参加者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	

事業名	53. 予防接種事業 (保健センター疾病予防課)				
事業概要	出生届けの際等に「市川市予防接種手帳」を交付し、予防接種（ロタ※、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、おたふくかぜ、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん）を個別に実施します。（※法定接種化後、実施予定）				
数値目標	接種者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	116,550人	121,100人	121,100人	121,100人	121,100人

事業名	54. 産後ケア事業 (保健センター健康支援課)				
事業概要	産後の援助を十分に受け付けられない産婦およびその乳児に対し、看護職等によるケアを実施することにより、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育むことで、健やかな育児ができるよう支援する。				
数値目標	産後ケア事業（宿泊型）利用者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	50人	50人	50人	50人	50人

事業名	55. 特定不妊治療助成事業 (保健センター健康支援課)				
事業概要	特定不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費を一部助成する。				
数値目標	申請者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	515人	515人	515人	515人	515人

施策の方向（10）小児救急医療の充実・・・・・・・・

子どもの生命を守り、保護者の育児面における安心を確保するため、子どもの急な病気や怪我に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していきます。

事業名	56. 急病診療所運営事業 (保健センター疾病予防課)				
事業概要	急病診療所においては、休日や夜間の急な病気の初期診療を行うため、内科、小児科、外科（土、日、祝日および年末年始のみ）の診療を実施します。 休日急病等歯科診療所においては、休日に急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日、祝日、盆期および年末年始に診療を実施します。				
数値目標	利用者数（延）（急病診療所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	17,000人	17,000人	17,000人	17,000人	17,000人
	医師の待機日数（急病診療所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	365日	365日	365日	365日	365日
	施設数（急病診療所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所
	利用者数（延べ）（休日急病等歯科診療所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	560人	560人	560人	560人	560人
	医師の待機日数（休日急病等歯科診療所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	75日	72日	75日	75日	73日
施設数（休日急病等歯科診療所）					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	

事業名	57. あんしんホットダイヤル (保健センター疾病予防課)				
事業概要	夜間や休日に診療している病院などが知りたいとき、急な病気やケガの対処に困ったとき、健康に関する相談がしたいとき、子育てに関する相談がしたいとき等に問い合わせができ、医師、保健師、看護師などから適切なアドバイスを受けられるフリーダイヤルのテレフォンサービスを24時間年中無休で実施します。				
数値目標	利用件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	24,000件	24,000件	24,000件	24,000件	24,000件

事業名	58. 2次救急医療運営事業 (保健センター疾病予防課)				
事業概要	主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合および急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制(2次)を整備します。				
数値目標	利用者数(延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	104人	104人	104人	104人	104人
	医師の待機日数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	365日	365日	365日	366日	365日
	施設数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8ヵ所	8ヵ所	8ヵ所	8ヵ所	8ヵ所

事業名	59. 2.5次救急医療運営事業 (保健医療課)				
事業概要	脳血管疾患、循環器疾患等の重篤救急患者および小児科をはじめ、夜間・休日の対応の少ない診療科の受け入れ体制の充実のため、1次・2次の救急医療機関の後方病院的役割を担うため整備された救急医療体制(2.5次)を維持します。				
数値目標	医師の待機日数(小児科医)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	365日	365日	365日	366日	365日
	施設数(市内の小児科医療機関)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	

基本目標 5

配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

施策の方向（11）虐待防止・対応のための取り組みの充実・・・・・・・・

子ども児童虐待防止対策(※)の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童地域対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。 ※児童虐待防止法や児童福祉法は児童虐待を防ぐための法律の一部です。

事業名	60. 要保護児童への支援事業（要保護児童対策地域協議会）（こども家庭支援課）				
事業概要	要保護児童等への適切な支援を実施するため、協議会を活用して、関係機関（警察、法務局、児童相談所等国県の関係機関、市関係機関、医師会、歯科医師会、人権擁護委員協議会、学校長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、青少年相談員連絡協議会等）の情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行うなどして、連携を強化します。				
数値目標	支援児童数（実）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	550件	550件	550件	550件	550件

事業名	61. 養育支援訪問事業（こども家庭支援課）				
事業概要	児童虐待相談や保健センターの新生児訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保していきます。				
数値目標	利用者（実）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6件	6件	6件	6件	6件

施策の方向（12）ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

事業名	62. 児童扶養手当（母子家庭）（こども福祉課）				
事業概要	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	支給児童数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	36,320人	36,320人	36,320人	36,320人	36,320人

事業名	63. 児童扶養手当（父子家庭）（こども福祉課）				
事業概要	父子家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	受給児童数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,542人	1,542人	1,542人	1,542人	1,542人

事業名	64. ひとり親家庭等医療費助成事業（こども福祉課）				
事業概要	ひとり親家庭および父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進を図るため、これらの家庭の医療費（保険適用分）の一部を助成します。				
数値目標	助成対象者数（実）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,276人	1,276人	1,276人	1,276人	1,276人

事業名	65. 遺児手当支給事業（こども福祉課）				
事業概要	両親もしくはどちらか一方が死亡、1年以上の生死不明または障がいとなった場合、その児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。				
数値目標	受給児童数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,082人	2,082人	2,082人	2,082人	2,082人

事業名	66. ひとり親相談事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。				
数値目標	相談件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	210件	210件	210件	210件	210件
	相談員の体制				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2人	2人	2人	2人	2人

事業名	67. 母子の緊急一時保護事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	経済的困窮、DV避難、火災等により居所がなくなってしまった母子を、施設において一時的に保護するとともに、自立に向けた支援を行います。				
数値目標	利用者数 (延)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯

事業名	68. ひとり親家庭自立支援事業 (こども家庭支援課)				
事業概要	ひとり親家庭の父・母が、就労に必要な知識や技能を修得するために教育訓練講座(医療事務、ホームヘルパー等)を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額を支給し、自立を支援します。また、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、1年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給します。また、就労を希望する場合には、母子自立支援員が相談者の意向や生活状況、就労経験等を考慮して、ハローワークと連携しながら相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。				
数値目標	教育訓練給付金支給件数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6人	6人	6人	6人	6人
	高等技能訓練促進費等支給件数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8人	8人	8人	8人	8人
	自立支援プログラム作成事業利用者数 (実)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5人	5人	5人	5人	5人

施策の方向（13）発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実・・・

教育・保育関係者等への研修や保育施設への巡回指導を通じて、発達障がいに対する理解の促進と対応の向上を図ります。

子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、その特性や成長段階にあった支援が行えるよう、支援体制を整備し、情報を発信していきます。

事業名	69. こども発達相談室事業 (発達支援課)				
事業概要	発達の支援が必要な子どもの相談を受け付け、一人ひとりに応じた個別支援計画に基づき、個別及びグループ支援や家族支援を行います。（心理療法、言語療法については、小学3年まで。また作業療法、理学療法については、18才まで。）さらに公共施設等で、相談と指導の地域拠点を定期的に設け、継続的な支援が受けやすくなるようにします。				
数値目標	相談件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	11,000件	11,000件	11,000件	11,000件	11,000件
	対象年齢				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小3まで	小3まで	小3まで	小3まで	小3まで
	施設数				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	

事業名	70. 発達障がいの理解と支援のための研修 (発達支援課)				
事業概要	障がい児への理解の促進および教育や保育現場で活かせるような障がいの特性を理解した支援や援助の方法を習得していくための研修や、あおぞらキッズ・おひさまキッズの療育現場を活用した実技研修会を開催していきます。				
数値目標	受講者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	400人	400人	400人	400人	400人
	研修の実施				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40回	40回	40回	40回	40回	

事業名	71. 発達障害児保育（保育園） （こども施設運営課）				
事業概要	配慮を要する子どもの保育の実施にあたっては、こども発達センターの指導・助言を受け、連携してすすめていきます。また、保育士に対する研修も実施していきます。				
数値目標	障がい児受入可能施設				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	175カ所	196カ所	213カ所	223カ所	223カ所

事業名	72. 幼児教育相談 （指導課）				
事業概要	特別支援教育の充実を図るため、幼児教育相談員が公立・私立幼稚園を巡回し、教諭への指導助言や保護者の相談に対応します。また、未就学児童をもつ保護者の相談も対応しています。				
数値目標	相談件数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	900件	900件	900件	900件	900件
	相談員体制				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5人	5人	5人	5人	5人

基本目標6 仕事と子育ての両立支援

施策の方向 (14) 仕事と子育ての両立支援

子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

事業名	73. 雇用促進奨励金（母子家庭の母等） （産業振興課）				
事業概要	母子家庭の母等の常用雇用を促進するため、公共職業安定所の紹介等で母子家庭の母等を雇用した事業主に対して奨励金を交付します。				
数値目標	受給者数（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7人	7人	7人	7人	7人

事業名	74. いちかわ子育て応援企業認定事業 （こども家庭支援課）				
事業概要	子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定します。				
数値目標	新規認定企業数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	5社	5社	5社	5社	5社

事業名	75. 家族の週間事業 （こども家庭支援課）				
事業概要	内閣府が定める「家族の日」（11月第3日曜日）、その前後一週間の「家族の週間」に併せ、地域の企業・NPO等の協力により、子育て家庭を対象としたイベントを実施するとともに、公共施設の入場料等のサービス等を実施します。これにより、「家族の大切さ」「家族を支える地域の力」について啓発し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。				
数値目標	参加者（延）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人
	参加企業・団体				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
50団体	50団体	50団体	50団体	50団体	



第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画では、「第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」の量の見込み・確保方策、「第5章 計画の展開」の進行管理事業、のそれぞれを適切な手段で進行管理することにより、計画の実行性を高めていきます。



進行管理においては、下記のとおりPDCAサイクルに基づいて行うとともに、評価・見直しにあたっては、市川市子ども・子育て会議に対し報告を行い、意見を聴き、必要な対策を講じていきます。

(1) 計画策定 (Plan)

子ども・子育て支援事業計画を策定し(本計画の策定)、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 施策の展開 (Do)

本計画の内容を踏まえ事業を実施するとともに、各年度の確保方策及び数値目標の達成をめざします。

(3) 施策の点検・評価 (Check)

「第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」の量の見込み・確保方策については、毎年度、計画と実績の比較を行います。

「第5章 計画の展開」の進行管理事業については、毎年度、数値目標に対する達成率を算出するとともに、その他多角的な評価を行うために必要な事項を把握します。
(アウトプット指標による評価)

また、計画の初年度（令和元年度）・中間年度（4年度）・最終年度（6年度）には、アンケート調査の実施等により、施策の方向ごとのアウトカム指標による目標に対する達成状況を把握します。（アウトカム指標による評価）

以上3点により計画の進捗状況进行评估し、評価結果については、市川市子ども・子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、ホームページ等を通じて公表します。

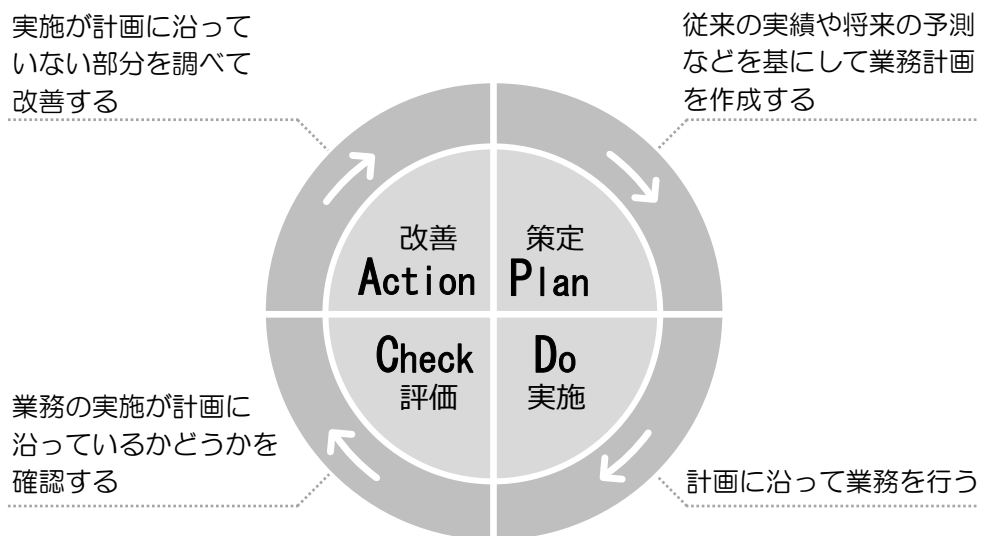
（4）施策の見直し（Action）

計画の中間年度である令和4年度に、（3）の評価結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直していきます。

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
P	計画の策定	●					
	アウトカム指標による評価（初年度）		●				
D	事業の実施				→		
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較			●	●		
	アウトプット指標による評価			●	●		
	アウトカム指標による評価（中間年度）				●		
A	計画の見直し				●		

P	計画の策定				●		
D	事業の実施					→	→
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較					●	●
	アウトプット指標による評価					●	●
	アウトカム指標による評価（中間年度）						●

PDCAサイクルのイメージ



【 アウトプット指標による評価 】

■数値目標に対する達成率

①進行管理事業（例：2種類の数値目標の場合）

□□ □事業					
事業概要				
数値目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(延)①				
	人	人	人	人	人
	施設数②				
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所



①の達成率(%) = 実績 ÷ 数値目標

②の達成率(%) = 実績 ÷ 数値目標



進行管理事業の達成率 = ①、②の達成率の平均

②施策の方向の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均

③基本目標の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均

④計画全体の達成率

= 構成する各進行管理事業の達成率の平均



毎年度、市川市子ども・子育て会議に報告

2 市民や関係機関との連携

本計画では、基本理念である「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」を実現するため、「子育て支援」のほか、「保健」「医療」「教育」「仕事と子育ての両立支援」などさまざまな分野の取り組みを施策にかかげています。これらを効果的に推進していくためには、本市の関係部署間で連携を図るだけでなく、国・県・近隣市町村などの行政機関、医師会や商工会議所などの関係機関による広域的・専門的な対応も必要となってきます。

また、限られた行政資源のなかで、多様化するさまざまなニーズに伝えていくとともに、一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを提供していくためには、地域や事業者との協働による事業展開と、さらには市民や事業者の自主的な活動を積極的に支援する取り組みなども不可欠となっています。

このため、計画の推進にあたっては、市民や関係機関との連携・協力を図っていくとともに、必要に応じて国や県などへ要望も行っていきます。



資料

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 市民

2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 市川市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、児童福祉」を削り、「係る事項」の次に「及び市川市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第13号)第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項」を加える。

第3条第1項中「25人」を「18人以内」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

子ども・子育て会議委員及び臨時委員	//	9,100円
-------------------	----	--------

2 委員名簿

氏名	所属・役職	選出区分
高尾 公矢	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科 教授	学識経験者
西 智子	日本女子大学 家政学部 児童学科 特任教授	
大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 准教授	
田口 安克	公認会計士・税理士	
五ノ井 きよみ	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	関係団体の推薦を受けた者
丸山 賢治	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室長	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	
川副 孝夫	市川子ども・子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 理事	
平井 智子	公立保育園 保護者代表	
鈴木 達也	私立保育園 保護者代表	子どもの保護者
近藤 弘望	市川市公立幼稚園 PTA 連絡協議会	
野見山 直子	市川市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 理事	
知久 有美		市民
後藤 智香子		

※平成30年3月現在

氏 名	所 属 ・ 役 職	選 出 区 分
高尾 公矢	聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科 教授	学 識 経 験 者
西 智子	日本女子大学 家政学部 児童学科 特任教授	
大神 優子	和洋女子大学 こども発達学科 准教授	
田口 安克	公認会計士・税理士	
五ノ井 きよみ	市川市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	関係団体の推薦 を受けた者
安部 幸弘	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 参事	子ども・子育て 支援法第7条第 1項に規定する 子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者
渡慶次 康子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 理事	
川副 孝夫	市川市こども子育て支援施設協会 副会長	
吉原 正実	市川市私立幼稚園協会新制度委員会 委員長	
森 智子	公立保育園保護者代表	子 ども の 保 護 者
北村 麻美	私立保育園保護者代表	
多良間 真里	南行徳幼稚園 本部会計	
山路 奈々	市川市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 理事	
知久 有美		市 民
橋本 洋子		

※令和元年9月1日現在

		主な議題
平成 30 年度	8月6日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第1回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について ・市川市保育の利用等に関する規則の改正について ・「第3次いちかわハートフルプラン」について ・その他（報告）
	10月12日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第2回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	11月14日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第3回） ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	2月13日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第4回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定に係る市民ニーズ調査の中間報告について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について ・自立支援協議会「こども部会」報告について
	3月19日	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第5回） ・子ども・子育て支援事業計画の策定に係る量の見込みの算出について

		主な議題
令和 元年度	5月24日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの補正について ・幼児教育の無償化制度と給食費の徴収について ・市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告）
	7月25日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・市川市子ども・子育て会議および子ども・子育て支援事業計画の策定について ・市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ・公立保育園の民営化について（公共施設個別計画の策定）（報告）
	10月8日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・市川市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	11月27日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・市川市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告について ・市川市子ども・子育て支援事業計画書(案)について ・市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の制定について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
	1月29日	市川市子ども・子育て会議（令和元年度第5回） <ul style="list-style-type: none"> ・市川市子ども・子育て支援事業計画書(案)について ・特定教育・保育施設特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

市川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 市川市子ども政策部子ども家庭支援課

〒272-0021 千葉県市川市八幡3丁目4番1号

アクス本八幡2階

TEL 047-334-1111 (代表) FAX 047-711-1754

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>
